

第37期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年8月19日(土曜日)
午前12時(開場 午前11時)

開催場所 千葉市美浜区ひび野二丁目3番地
アパホテル&リゾート〈東京ベイ幕張〉
宴会棟 2階
※開催場所と開催時間が昨年と異なりますので
お間違えのないようご注意ください。

決議事項

- ▶第1号議案 剰余金の処分の件
- ▶第2号議案 取締役7名選任の件
- ▶第3号議案 監査役2名選任の件
- ▶第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- ▶第5号議案 当社株券等の大量取得行為に関する対応策
(買取防衛策)の更新の件

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、本制度が適用される初年度であることから、当社は本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、従前通り株主の皆様へ株主総会資料を書面でお送りすることといたしました。

なお、株主の皆様への公平性の観点からご来場の株主様へのお土産とお食事のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 4825
2023年8月4日
(電子提供措置の開始日)2023年7月25日

株 主 各 位

千葉県美浜区中瀬一丁目3番地
幕張テクノガーデン
株式会社ウェザーニューズ
代表取締役社長 草 開 千 仁

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイト
にアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

[当社ウェブサイト]

<https://jp.weathernews.com/irinfo/event/>



[株主総会資料掲載ウェブサイト]

<https://d.sokai.jp/4825/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができます。その場合、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、4、5ページをご参照の上、2023年8月18日（金曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年8月19日（土曜日）午前12時（受付開始 午前11時）

2. 場 所 千葉市美浜区ひび野二丁目3番地
アパホテル&リゾート〈東京ベイ幕張〉 宴会棟2階
※会場が昨年と異なりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内をご参照ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

第37期（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 会社法改正により、電子提供措置事項について各ウェブサイトにごアクセスの上ご確認いただくことが原則となりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。ただし、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、お送りする書面には記載しておりません。
なお、当該事項は監査報告を作成するに際し、監査役は以下の①～④を、会計監査人は以下の③及び④を監査しております。
 - ① 事業報告のうち新株予約権等に関する事項
 - ② 事業報告のうち会社の支配に関する基本方針
 - ③ 連結計算書類のうち連結注記表（第37期）
 - ④ 計算書類のうち個別注記表（第37期）
- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページインターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

以上

※ 当日のご出席に際し、以下の事項をご確認いただきますようお願い申し上げます。

- (1) 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人とし、同代理人は、本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。
- (2) 当社の株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- (3) ご来場に際しては、新型コロナウイルス感染症の流行状況とご自身の健康状態をご勘案の上、慎重にご判断いただき、会場での感染対策にご配慮くださいますようお願い申し上げます。また、当日の最新の情報に関しましては当社ウェブサイトをご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://jp.weathernews.com/irinfo/>

事前のご質問・ご意見受付のご案内

株主の皆様からの、第37期定時株主総会への事前のご質問・ご意見を、当社ウェブサイトにて受付いたします。株主の皆様の関心が高い事項につきましては、当日取り上げさせていただく予定です。

<https://jp.weathernews.com/irinfo/event/37th-shareholder-meeting/>

受付期限： 2023年8月10日（木曜日）午後5時まで



ライブ中継のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅からご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ中継を実施いたします。なお、株主の皆様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は役員席付近のみとさせていただきます。また、中継を通じての議決権行使及び質疑はできませんのでご了承ください。

1.公開日時	2023年8月19日（土曜日） 午前12時から株主総会終了時まで
2.視聴方法	下記3.のURLへアクセスいただき、該当ページにお進みいただきますと、株主様認証画面が表示されますので、「株主ID」と「パスワード」をご入力ください。
3.サイトURL	<p>https://www.virtual-sr.jp/users/weathernews/login.aspx</p> <p>ログインID及びパスワードは、ご送付の招集ご通知をご確認ください。</p>



[ご注意]

- ・ご使用の機器の環境（機能、性能）や通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声の乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。このような場合には、通信障害の復旧を待たず会場出席株主様のみで株主総会を続行する場合がございます。あらかじめご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年8月18日（金曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年8月18日（金曜日）
午後5時30分入力完了分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年8月19日（土曜日）
午前12時（受付開始：午前11時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 XX股

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

印のパスワード XXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

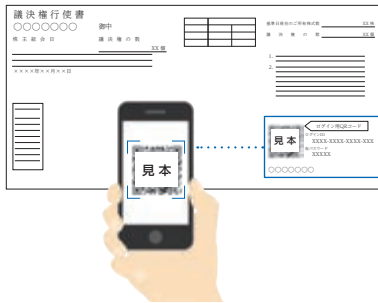
議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

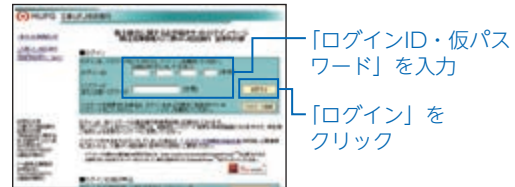
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



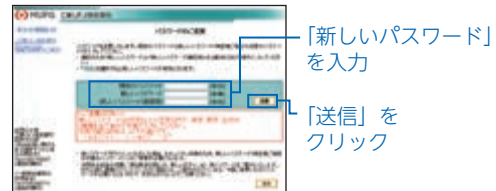
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様におかれましては株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、「船乗りの命を守りたい。地球の未来も守りたい。」という夢とそれに向かって進めていく事業に共感いただける多くのステークホルダーに支えられることを志向して、中長期的に株主サポーターを拡大したいと考えております。

利益分配につきましては、経営理念の一つである「高貢献、高収益、高分配」の考えを基本としております。中長期ビジネスを推進する戦略的事業投資を優先しつつ、長期安定配当として株主資本配当率（DOE）3%程度を基準とし、最適な自己資本水準及び投資環境、利益等を総合的に考慮して配当を決定いたします。また、長期安定的な配当に加え、事業環境、資本効率、株価水準等を勘案し、機動的な株主還元などを追加で検討いたします。

当期（2023年5月期）の剰余金の配当については1株当たりの年間配当を110円とし、本年1月に1株当たり50円の間配当を実施しておりますので、期末配当は1株当たり60円といたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金60円 総額661,514,940円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2023年8月21日

第2号議案 取締役7名選任の件

当社は、取締役の事業年度ごとの業績目標に対する経営責任をより明確にし、株主の皆様
に年度ごとに取締役の信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を1年としておりま
す。当社定款の規定に基づき、取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となり
ます。つきましては、当社事業のグローバル展開を見据え、取締役会の機能強化・多様性確
保を図るため2名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	当期に開催の 取締役会出席回数
1	再任 草開 千仁 <small>くさ びらき ち ひと</small>	代表取締役社長 社長執行役員	13/13回
2	再任 石橋 知博 <small>いし ばし とも ひろ</small>	取締役 副社長執行役員	13/13回
3	新任 林 佐和才 <small>はやし さ わ と</small>	副社長執行役員	—
4	再任 吉武 正憲 <small>よし たけ まさ のり</small>	取締役 常務執行役員	13/13回
5	再任 社外 独立 村木 茂 <small>むら き しげる</small>	社外取締役	13/13回
6	再任 社外 独立 秋元 征紘 <small>あき もと ゆき ひろ</small>	社外取締役	13/13回
7	新任 社外 独立 林 いづみ <small>はやし</small>	社外監査役	13/13回

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験は次のとおりです。

	企業経営	財務・ 会計	法務・ リスクマネ ジメント	事業戦略・ マーケティ ング	Innovatio n ・DX	人事・ 組織	グローバル ビジネス
草開 千仁	○			○		○	
石橋 知博				○	○		○
林 佐和才				○	○	○	○
吉武 正憲		○	○			○	
村木 茂	○			○		○	○
秋元 征紘	○			○	○	○	○
林 いづみ			○		○	○	

上記は取締役候補者の有する全ての専門性・知見を示すものではありません。

候補者番号

1

くさびらき ちひと

草開 千仁

(1965年3月18日生)

再任

所有する当社の株式数：81,743株



略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月 当社入社
 1993年 4月 当社営業本部CSS事業部長
 1993年 6月 当社営業総本部航空事業部長
 1996年 6月 当社防災・航空事業本部長
 1996年 8月 当社取締役
 1997年 8月 当社常務取締役
 1999年 8月 当社代表取締役副社長

2006年 9月 当社代表取締役社長（経営全般、販売統括主責任者（アジア・ヨーロッパ・アメリカ））
 2016年 8月 同上（最高経営責任者）
 2021年 7月 当社代表取締役社長 社長執行役員（最高経営責任者）（現任）

（重要な兼職の状況）

千葉工業大学理事
 千葉大学経営協議会委員

候補者とした理由

入社以来従事した防災・航空事業分野における卓越した見識・実績を有し、当社経営者に相応しい人格を兼ね備え、防災・航空事業本部長等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、2006年より代表取締役社長に就任しており、引き続き取締役候補者としてしました。

取締役在任年数：27年（本総会終結時）

候補者番号

2

いしばし ともひろ

石橋 知博

(1975年3月28日生)

再任

所有する当社の株式数：169,001株



略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年 4月 日本ヒューレット・パッカード株式会社入社
 2000年10月 当社入社
 2003年 8月 当社MOBILEサービスグループリーダー
 2006年12月 株式会社ウィズステーション取締役
 2007年11月 同社代表取締役
 2008年 8月 当社取締役（BtoS事業統括主責任者）
 2012年 5月 同上（アメリカ販売主責任者）

2014年 5月 同上（BtoS事業販売主責任者）
 2016年 8月 当社執行役員（モバイル・インターネット気象事業主責任者）
 2020年 6月 同上（広報主責任者）
 2020年 8月 当社常務取締役
 2021年 7月 当社取締役 常務執行役員
 2022年 7月 当社取締役 専務執行役員
 2023年 6月 当社取締役 副社長執行役員（現任）

候補者とした理由

入社以来従事したBtoS事業における卓越した見識・実績を有し、当社経営の一角を担うに相応しい人格を兼ね備え、アメリカ販売主責任者等のグローバルビジネスの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者としてしました。

取締役在任年数：通算11年（本総会終結時）

候補者番号

3

はやし さわと

林 佐和才

(1971年12月11日生)

新任

所有する当社の株式数：2,445株



略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1994年 4月	住友商事株式会社入社	2022年 2月	当社入社 常務執行役員
2004年 5月	イエール大学MBA取得（企業派遣留学）	2022年 7月	当社専務執行役員
2008年 9月	株式会社ミスミ 入社	2023年 6月	当社副社長執行役員（現任）
2010年 5月	同社プレス企業体プレス事業部長		
2013年 4月	同社執行役員		
2017年 7月	同社執行役員金型企業体社長		
2017年 9月	アマゾンジャパン合同会社 入社 事業本部長ディレクター		

候補者とした理由

海外事業展開における卓越した見識・実績を有し、当社における海外事業推進主責任者としての実績に鑑み、経営の一角を担うに相応しい人材であると判断し、新たに取締役候補者となりました。

候補者番号

4

よしたけ まさのり

吉武 正憲

(1972年10月14日生)

再任

所有する当社の株式数：18,860株



略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年 7月	当社入社	2016年 8月	当社常務取締役（最高財務責任者）
2004年 6月	当社福岡支社支社長	2017年 8月	当社取締役 常務執行役員（最高財務責任者）
2006年12月	株式会社ウィズ ステーション販売 事業本部リーダー	2019年 6月	当社取締役 常務執行役員
2011年 6月	当社総務部グループリーダー	2019年 8月	当社常務取締役
2014年 8月	当社取締役（総務主責任者）	2021年 7月	当社取締役 常務執行役員（現任）
2015年 8月	同上（経理・財務・総務統括主責任者）		

候補者とした理由

入社以来従事した総務分野における卓越した見識・実績を有し、当社経営の一角を担うに相応しい人格を兼ね備え、総務部グループリーダー及び経理・財務・総務統括主責任者等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役候補者となりました。
取締役在任年数：9年（本総会終結時）

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

5

むら き

村木

しげる

茂

(1949年8月29日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数：1,000株



略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1972年 7月 東京ガス株式会社入社
 1996年 6月 同社原料部原料調査開発グループ
 マネージャー
 2000年 6月 同社原料部長
 2002年 6月 同社執行役員企画本部原料部長
 2004年 4月 同社常務執行役員R&D本部長
 2007年 4月 同社常務執行役員エネルギーソ
 リューション本部長
 2007年 6月 同社取締役常務執行役員エネルギ
 ーソリューション本部長

2010年 4月 同社代表取締役副社長執行役員
 2014年 4月 同社取締役副会長
 2015年 6月 同社アドバイザー
 2018年 8月 当社社外取締役（現任）
 2023年 7月 東京ガス株式会社 社友（現任）

（重要な兼職の状況）

一般社団法人クリーン燃料アンモニア協会 会長
 （非常勤）
 株式会社世界貿易センタービルディング 社外取
 締役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

長年に亘り企業経営者として培ってきた高い見識と監督能力を有し、また2018年8月11日開催の第32期定時株主総会において取締役に選任されて以降、当社経営に対して的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮していること等から、引き続き社外取締役候補者としてしました。同氏には、その高い見識や豊富な経験等に基づき、取締役会等の場において独立した立場から意見を述べ、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監督機能の充実、経営の透明性の確保等に寄与していただくことを期待しております。社外取締役在任年数：5年（本総会終結時）

候補者番号

6

あきもと ゆきひろ

秋元 征紘

(1944年9月9日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数：0株



略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1970年 4月 日本精工株式会社入社
 1980年 1月 日本ケンタッキーフライドチキン
 株式会社入社
 1987年 2月 日本ペプシコーラ株式会社取締役
 副社長
 1988年12月 日本ケンタッキーフライドチキン
 株式会社常務取締役
 1993年10月 株式会社ナイキジャパン代表取締
 役社長
 1995年 9月 グラン株式会社代表取締役社長

2006年 5月 ワイ・エイ・パートナーズ株式会
 社代表取締役（現任）
 2021年 8月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

ワイ・エイ・パートナーズ株式会社 代表取締役
 レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社
 社外取締役
 株式会社イー・ロジック 社外取締役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

個人向け事業における豊富な知識・経験及びグローバル企業の経営者としての高い見識と監督能力を有し、また2021年8月14日開催の第35期定時株主総会において取締役に選任されて以降、当社経営に対して的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮していること等から、引き続き社外取締役候補者としてしました。同氏には、その高い見識や豊富な経験等に基づき、取締役会等の場において独立した立場から意見を述べ、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監督機能の充実、経営の透明性の確保等に寄与していただくことを期待しております。社外取締役在任年数：2年（本総会終結時）



略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月	名古屋地方検察庁検事	(重要な兼職の状況)
1987年 3月	弁護士登録（東京弁護士会）	弁護士 桜坂法律事務所パートナー
1987年 3月	ローガン・高島・根本法律事務所 入所	日油株式会社 社外取締役 一橋大学 理事
1993年 3月	永代総合法律事務所パートナー	株式会社ニフコ 社外取締役（監査等委員）
2015年 1月	桜坂法律事務所パートナー（現任）	
2019年 8月	当社社外監査役（現任）	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての長年の経験により培われた、企業法務・知的財産及び企業コンプライアンス等に関する高い見識を有しており、これらの経験や知見を活かし、客観的・独立的な立場から当社の業務執行に対する適切な監査に寄与いただきました。同氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、専門的知見に基づき当社経営に対して的確な助言、独立的立場からの監督を実施していただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者となりました。同氏には、その高い見識や豊富な経験等に基づき、取締役会等の場において独立した立場から意見を述べ、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監督機能の充実、経営の透明性の確保等に寄与していただくことを期待しております。

- (注1) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 村木茂、秋元征紘 及び 林いづみの各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- (注3) 林いづみ氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (注4) 林いづみ氏の戸籍上の氏名は坂本いづみ氏であります。
- (注5) 当社は、村木茂氏及び秋元征紘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、村木茂氏及び秋元征紘氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、当社は、現在林いづみ氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき監査役として、責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に選任された場合は、同氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- (注6) 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2023年5月31日時点の株式数を記載しており、ウェザーニューズ役員持株会における本人の持分株式数を含んでおります。
- (注7) 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

(参考) 役員の選任基準及び社外役員の独立性の基準

1) 役員の選任基準

当社は、以下の選任基準を勘案のうえ、取締役を選任しております。

1. 適法性
 - 欠格事由のない者
 - 経営の受託者として、善管注意義務・忠実義務を全うできる者
2. 適格性
 - 全人格的に優れ（公正・謙虚・明朗闊達・規律・他者実現・負けつぷりの良さ）、経営者としての資質を有し、当社経営に相応の専念・貢献ができること
 - 当社業務・文化への理解・共感ができること
 - 業務遂行に際し、心身ともに健康であること
3. 専門性・独自性
 - 専門とする分野における突出した実力（能力・知識・経験）と実績を有すること
 - 既成概念に囚われることなく、その本質を見抜き、時には創造的な破壊をもって、再創生できる実力と実績を有すること
4. 独立性・多様性
 - 率直に疑問を呈し、代替案の提案ができる精神的独立性を有すること
 - 支配的あるいは利益相反的な関係者ではないこと

2) 社外役員の独立性の基準

当社は、会社法に定める社外取締役の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係を勘案し、独立性の有無を判断しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

当社定款の規定に基づき、監査役 杉野保志、戸村孝 及び 林いづみの各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、杉野保志氏を監査役に再任するとともに、新たに監査役を1名選任いたしたいと存じます。なお、林いづみ氏は取締役候補者となります。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号

1

すぎの やすし

杉野 保志

(1963年2月7日生)

再任

所有する当社の株式数：0株



略歴及び地位 (重要な兼職の状況)

1987年 4月	株式会社三菱銀行入行	2013年 10月	同行関越ローン推進部長
1998年 2月	株式会社東京三菱銀行総務部文書グループ調査役	2016年 3月	当社入社 監査役室長
2003年 8月	同行新宿中央支社次長	2019年 8月	当社常勤監査役 (現任)
2006年 10月	株式会社三菱東京UFJ銀行 中小企業部ビジネスローン室次長 (業務企画グループ担当)		
2010年 2月	同行法人リスク統括部上席調査役		

候補者とした理由

長年の経験により培われたコーポレート・ガバナンス等に関する高い見識を有しており、また2019年8月10日開催の第33期定時株主総会において監査役に選任されて以降、客観的・独立的な立場から当社の業務執行に対する適切な監査に寄与していること等から、監査役としての職務を適切に遂行することを期待し、引き続き監査役候補者となりました。
監査役在任年数：4年 (本総会終結時)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



略歴及び地位（重要な兼職の状況）

1991年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
東京共同法律事務所 入所
1992年 4月 東京共同法律事務所 パートナー
2012年 1月 東京神谷町総合法律事務所 パート
ナー（現任）
2021年 4月 白鷗大学法学部教授（現任）
2023年 4月 日本弁護士連合会副会長（現任）

（重要な兼職の状況）

弁護士 東京神谷町総合法律事務所 パートナー
日本弁護士連合会 副会長

社外監査役候補者とした理由

弁護士としての長年の経験により培われた、企業法務・ガバナンス及びダイバーシティ&インクルージョンに関する高い見識を有しており、これらの経験や知見を活かし、客観的・独立的な立場から当社の業務執行に対する適切な監査に寄与いただけると判断したことから、新たに社外監査役候補者となりました。

なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注1）各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

（注2）戸田綾美氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

（注3）各監査役候補者の所有する当社の株式数は、2023年5月31日時点の株式数を記載しております。

（注4）当社は、杉野保志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、戸田綾美氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

（注5）当社は、監査役的全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

(ご参考) 当社取締役会の構成について

第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決された場合、本総会后における当社取締役会の構成は、下表のとおり、業務執行取締役に対する監督・監視の役割を担う社外取締役及び監査役（非業務執行役員）の割合は10名中6名、社外役員の割合は10名中5名となる予定であり、取締役会における多角的かつ十分な検討と意思決定の客観性を確保しております。

		候補者番号	氏名	地位	
取締役会出席者	取締役	第2号議案	1	草開千仁	代表取締役社長
			2	石橋知博	取締役
			3	林佐和才 新任	取締役
			4	吉武正憲	取締役
			5	村木茂 社外 独立 非執行	取締役
			6	秋元征紘 社外 独立 非執行	取締役
			7	林いづみ 新任 社外 独立 非執行	取締役
	監査役	第3号議案	1	杉野保志	非執行 常勤監査役
				小山文敬 社外 独立 非執行	監査役
		第3号議案	2	戸田綾美 新任 社外 独立 非執行	監査役

(注) 新任 : 新任役員 社外 : 社外役員 独立 : 独立役員 非執行 : 非業務執行役員

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

みずたに しげゆき

水谷 繁幸

(1982年4月7日生)

社外 独立

所有する当社の株式数：0株



略歴及び地位 (重要な兼職の状況)

2009年2月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)
日比谷パートナーズ法律事務所
(現 東京神谷町総合法律事務所) 入所 (現任)

2015年6月 中外鋳業株式会社社外監査役 (現任)

2020年6月 グローバルセキュリティエキスパート株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

(重要な兼職の状況)
弁護士 東京神谷町総合法律事務所
中外鋳業株式会社 社外監査役
グローバルセキュリティエキスパート株式会社
社外取締役 (監査等委員)

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士としての経験により培われた、企業法務に関する高い見識を有しており、これらの経験や知見を活かし、客観的・独立的な立場から当社の業務執行に対する適切な監査に寄与いただけると判断したことから、新たに補欠の社外監査役候補者となりました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注1) 水谷繁幸氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出る予定です。

(注3) 同氏の所有する当社の株式数は、2023年5月31日時点の株式数を記載しております。

(注4) 同氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

(注5) 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。同氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新する予定です。

第5号議案 当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、2008年8月10日開催の第22期定時株主総会において関連議案をご承認いただいたことにより、「当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、直近では2020年8月15日開催の第34期定時株主総会において、当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（当該更新により導入された当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を、以下「旧プラン」といいます。）。旧プランの有効期間は、2023年8月に開催いたします第37期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、2023年7月21日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、旧プランを実質的に同一の内容で更新すること（以下「本更新」といい、本更新により導入される当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を以下「本プラン」といいます。）を、独立社外取締役2名を含む取締役の全員一致により決議いたしましたので、本定時株主総会でのご承認をお願いするものであります。

本更新を決定した取締役会において、独立社外

監査役2名を含む当社監査役4名全員は、本プランが適正に運用されることを条件として、本更新に賛同する旨の意見を述べております。なお、2023年7月21日現在、当社が特定の第三者から当社株券等の大量取得行為を行う旨の提案等を受けている事実はありません。また、2023年5月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりです。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。当社では、株式の上場に際して、市場には短期、中長期のスタンスや様々な目的の投資家が存在することがあり得ると理解しております。言うまでもなく、上場会社である当社の株券等（下記3.2）(2)①a.において定義されます。以下同じとします。）については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量取得行為の提案又はこれに類似する行為があった場合に、当社の株券等を売却するかどうかの判断も、最終的には当社の株券等を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

したがって、当社は、当社の株券等について大量取得行為がなされる場合に、それが当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保、向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

一方、当社は、気象情報会社として世界で初めて株式を上場しておりますが、これは、公的機関にも勝るとも劣らない公共のインフラを運営する企業体としてふさわしいガバナンス、透明性（Transparency）等を追求することが、上場することの大きな意義であると認識しているが故です。当社は、市場においてもこの上場の意義等が理解されることを期待しており、市場をはじめ社会全般において理解いただけるよう事業運営に取り組んでいます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量取得行為の提案又はこれに類似する行為を強行する動きが増加しております。そして、かかる株券等の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社の経営理念は、「サポーター価値創造」（当社では、当社がサービスを提供し、当社を支持していただいている企業及び個人をサポートと呼びます。）です。この経営理念は様々な企業

価値の源泉から成り立っており、この点に関する理解がなければ、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保、向上させることはできないと考えております。したがって、当社の株券等の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させるのでなければ、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社としては、このような当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損する大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相応な対抗手段を講じることにより、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要がありますと考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、中長期にわたり企業価値を持続・発展させていくことこそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、当社の中期経営計画の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、さらに、業績に応じた株主の皆様に対する利益還元を従前どおり進めてまいり所存です。これらの取組みの実施を通じて、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、上記の当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社の株券等の大量取得行為は困難になるものと考えられます。

したがって、これらの取組みは、上記1.記載の基本方針に資するものであると考えております。

1) 当社の経営方針について

世界では、自然災害により毎年何万人もの命が失われ、様々な産業において多大な経済的損失も生じています。また、地球温暖化が原因とも言われる急激な気候変動により、私たちが経験したことがない気象、気候変動による世界中の経済活動や生活への影響が増大すると言われています。こうした状況に対応するためには、公的機関だけではなく真に利用者側に立った民間のサービスが必要不可欠です。

当社では、民間の気象情報会社として「船乗りの命を守りたい。地球の未来も守りたい。」という夢を掲げ、気象が水、電気、交通、通信に続く第5の公共資産＝公共インフラであると考え、世界中のあらゆる企業、個人の生命、財産に対するリスクを軽減し、ソリューションの提供などを通じた顧客の事業の効率化・最適化の機会の増大を実現する気象サービスを目指しております。

(1) 経営理念と価値創造の源泉

当社は、1986年、あらゆる分野の企業、個人に気象サービスを提供することを目的に創立されました。その後、サポーターとともに創り出してきた気象コンテンツサービスは、世界中の企業、個人に支持されてきました。「サポーター価値創造」という経営理念を実践し続ける当社の企業価値の源泉は、以下に記載の各事項であると認識しております。

① 気象・環境市場を創造し続ける人財、企業文化

当社は、創立以来、データや気象予測を単に提供するのではなく、企業・個人のお客様のニ-

ズ・ウォンツを掘り起こし、気象によるリスクを軽減し機会を増大させる「リスクコミュニケーション」（対応策情報）というサービスコンセプトを創り出してまいりました。

また、従来の気象情報の発想を超えた新しい価値を創り出す革新的なサービスを実現すべく、急激な気象現象を補足するWITHレーダー（超小型レーダー）、北極海航路を支援するWNI衛星、津波を監視するTSUNAMIレーダー等、独自の観測インフラの開発と整備に取り組んでおります。

人財面では、気象に強い興味関心を持ち「いざというときに人の役に立ちたい」という思いを持った人財が最大限に能力を発揮し活躍できる会社であるために、性別・言語・宗教・文化などのスタッフのダイバーシティを尊重した、公正な雇用と成長機会の提供や評価制度などの環境づくりに取り組んでおります。

このように、新たな市場を創造することへの挑戦を通じて蓄積される知識、経験をもった人財、企業文化は、当社の企業価値の源泉となっており、市場における持続的な強みとなっております。

② 世界最高品質の予報精度とデータベースを継続的・安定的に提供する仕組みの構築

気象は常に変化しております。当社は、創業以来35年以上にわたって24時間365日休むことなく、グローバルベースでの観測、変化の予測とそれがもたらす顧客の業務への影響を専門家（リスクコミュニケーター）が常に監視し、対応策コンテンツをベースに世界中の顧客と密なコミュニケーションを行っております。

具体的には、入手可能な世界中の社会インフラ（気象衛星、高層観測、地上観測等）からの気象データに加え、ライブカメラやサポーターとの共

進による観測（感測）からの独自データにより刻々と更新される世界中の気象データを受信し、世界最大の気象データベースを構築しております。これらのデータをベースに、数値予測システムを用いた予測や顧客のビジネスデータの分析を行い、それを企業、個人に対して継続的かつ安定的に提供する仕組みを長年かけて構築しております。サービスを安定的に提供するために、データ、通信、予測、IT等を専門的に担当する共同利用インフラ運営チームが、開発・運営・保守を24時間365日行っております。

③ 世界中のサポーターと築かれた信頼関係

当社は、45の市場において、その市場を代表する企業を含む約2,600社の企業サポーターとの契約や、スマートフォンアプリの3,500万を超えるダウンロード等による個人サポーターへの継続的なコンテンツサービスを展開しております。

特に企業サポーターに対するサービスについては、業務内容、プロセス、気象の影響度についてお互い密に情報交換を行い、今までにないニーズに基づく新たな気象サービスを共に創りあげ、深い信頼関係を築いております。

また、個人サポーターが観測（感測）したデータを気象予測に活用する等、個人サポーターとの間で、送り手と受け手の立場を超えた、新しい気象コンテンツを共創する強い関係を築いております。

④ ①～③を基礎として長期間にわたり構築されてきたブランド力

当社は、上記①～③を一貫して追求してきた企業文化、人財、サービスにより、公的機関では実現できなかった民間気象サービスの代名詞として独自のブランドを35年以上にわたり築いておりま

す。また、③の価値共創を通じて、サポーターとの間で単なるブランド認知を超えた強固な信頼関係を築いております。

(2) 中期経営計画について

当社では、経営理念と価値創造の源泉に基づき、3年間（2023年6月～2026年5月）の中期経営計画を策定しております。詳細は当社ホームページをご覧ください。

<https://jp.weathernews.com/irinfo/plan/>

(3) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、事業環境の変化にいち早く対応するとともに、社会的に公正な企業活動に努めるべく、コーポレートガバナンス基本方針を策定しております。同方針の内容については、当社ホームページをご覧ください。

<https://jp.weathernews.com/irinfo/governance/>

(4) 業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社では、「船乗りの命を守りたい。地球の未来も守りたい。」という夢とそれに向かって進めていく事業に共感いただける多くのステークホルダーに支えられることを志向して、中長期的に株主サポーターを拡大したいと考えております。

利益配分につきましては、経営理念の一つである「高貢献、高収益、高分配」の考えを基本としております。中長期ビジネスを推進する戦略的事業投資を優先しつつ、長期安定配当として株主資本配当率（DOE）3%程度を基準とし、最適な自己資本水準及び投資環境、利益等を総合的に考慮して配当を決定いたします。また、長期安定的な配当に加え、事業環境、資本効率、株価水準等を

勘案し、機動的な株主還元などを追加で検討いたします。

当社は、上記で述べた取組みを鋭意発展させていくことにより、当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益の確保、向上に向けた更なる諸施策を実施してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1) 本更新の目的

本更新は、上記1.記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われるものです。

当社取締役会は、当社の株券等に対する大量取得行為に応じるべきかを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために買取者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

なお、2023年5月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりであり、同日現在、当社の発行済株式総数の22.26%（なお、当社の有する自己株式の数を控除して計算しております。）は、当社取締役及びその関係者（以下「当社取締役等」といいます。詳細については、別紙1(注4)をご参照ください。）8名によって保有されております。

しかしながら、当社の株主の分布状況は個人の株主を中心に広範にわたっており、上場会社である当社の株式には流動性があります。さらに、現時点において具体的に決定又は検討しているものではありませんが、将来において当社の研究開発、販売や運営強化のための投資等のために、株式の新規発行等の手段により資本市場における資金調達を実施することも考えられ、このような資本市場における資金調達が行われた場合には、当社取締役等の持株比率が低下し当社の株式の流動性が増す可能性があります。

さらに、昨今の株券等の大量取得行為に関連する事例等を勘案いたしますと、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損する当社の株券等の大量取得行為が行われる可能性も否定できないものと考えており、これに対する十分な備えが重要であると考えます。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本更新を決定いたしました。

2) 本プランの内容

本プランの内容は以下のとおりです。本プランに関する手続の流れにつきましては、別添にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

(1) 本プランの概要

① 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等の買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆

様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり買付者等との交渉等を行っていったりするための手続を定めています（詳細については、下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。）。

なお、買付者等は、本プランに係る手続の開始後、(i)取締役会検討期間（下記(2)③a.において定義されます。以下同じとします。）が終了するまでの間、又は、(ii)取締役会において株主意思確認手続（下記③において定義されます。）の実施が決議された場合には、同手続が完了するまでの間、買付等を開始することができないものとします。

② 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランに定める手続に従うことなく買付等を行う場合等、当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に記載するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点における全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てることがあります。

③ 取締役の恣意的判断を排除するための株主意思確認手続、独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、取締役の恣意的判

断を排除するため、対象となる買付等が本プランに定める手続を遵守しないものである場合（下記(3)①に定める場合）又は濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（下記(3)②に掲げる5つの場合に限り、）を除き、①株主意思確認総会における株主投票により株主の皆様のご意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）を実施することとしています。また、対象となる買付等が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合であっても、②独立委員会規則（別紙2「独立委員会規則」をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経る手続を実施することとしています。その上で、当社取締役会は、株主意思確認手続の結果に従い、又は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。また、いずれの場合においても適時適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本更新当初の独立委員会は、いずれも当社から独立した社外取締役3名及び社外監査役2名の計5名により構成される予定です。委員の氏名及び略歴は、別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりです（独立委員会委員の選任基準、独立委員会の決議要件及び決議事項については、別紙2「独立委員会規則」をご参照ください。）。

④ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使されたとき、又は、当社による本新株予約権の取得と引換えに買付者等以外の

株主の皆様に対して当社株式が交付されたときには、当該買付者等の有する当社の議決権割合は一定程度希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続

① 対象となる買付等

本プランは、以下のa.若しくはb.に該当する行為、これに類似する行為又はこれらの提案（但し、当社取締役会が予め承認したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- a. 当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付けその他の取得
- b. 当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]に係る株券等の株券等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 買付者等に対する情報提供の要請

買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

当社は、本プランに基づく買付説明書が提出された場合、その旨を速やかに情報開示します。当社取締役会は、買付者等から受領した買付説明書に記載された情報では、当該買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取

締役会の評価・検討等のために不十分であると合理的に判断する場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報として追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合には、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。但し、取締役会は、本プランに従って買付者等から買付説明書を受領した日から60日間（初日不算入）（以下「情報提供要請期間」といいます。）に限り、かかる追加の情報提供を求めることができるものとします。なお、買付者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合、又は、当該買付等の内容及び態様等に照らして合理的に必要であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、情報提供要請期間を最長30日間（初日不算入）延長することができます。（当該延長は一度に限るものとします。）。

a. 買付者等及びそのグループ（共同保有者[8]、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（それぞれの名称、事業内容、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績（法令違反を行ったり、法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたりしたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）その他の経理の状況、並びに、買付者等のグループ内における相互の関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）

b. 買付等の目的、方法及び内容（買付等の適法

性に関する専門家意見を含みます。)

c. 買付等に係る買付対価の種類及び金額（有価証券等に対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や買付者等が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)

d. 買付等に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)

e. 買付者等及びそのグループによる当社の株券等の過去の売買状況の詳細

f. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

g. 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の

第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

h. 買付等の後における当社の従業員、顧客、その他の当社利害関係者に対する処遇・取扱方針の具体的内容

i. 支配権取得又は経営参加を買付等の目的とする場合には、買付等の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性

j. 純投資又は政策投資を買付等の目的とする場合には、買付等の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付等を行う場合には、その必要性

k. 重要提案行為等[9]を行うことを買付等の目的とする場合、又は買付等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

- l. 買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及び内容
- m. 買付等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- n. 買付等に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- o. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が買付説明書を提出せずに買付等を開始した場合等、本プランに定める手続を遵守せずに買付等を開始した場合には、引き続き買付説明書及び追加的に提供を求めた本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、取締役会検討期間を設定せずに、適宜期限を定めた上で、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。

③ 取締役会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・意見形成

a. 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会は、買付者等からの本必要情報（追加的に提供を要請した本必要情報も含まれます。）の提供が十分になされたと認めた場合、又は、仮に本必要情報の提供が十分でなかったとしても情報提供要請期間が満了した場合には、最長60日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉及び意見形成のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）として設定します。但し、下記⑥に定める手続に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問し

た場合において、独立委員会が取締役会検討期間内に下記⑥b.記載の勧告を行うに至らないこと、又は勧告に至ったがこれを受けて取締役会が検討を行う十分な期間がないこと等、当社取締役会が取締役会検討期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、必要な範囲内で取締役会検討期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。但し、再延長は1回に限るものとし、再延長の期間は最長30日間とします。）。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について、適時適切に情報開示を行います。

買付者等は、下記⑥に定める手続に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問した場合には、この取締役会検討期間の経過後においてのみ、買付等を開始することができるものとし、また、株主意思確認手続が実施される場合においては、同手続が完了した後にのみ、買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間中に、買付者等の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該買付者等及び当該買付等の具体的内容並びに当該買付等が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討します。また、必要に応じて、買付者等との間で買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代

替案を提示することもあります。

b. 株主意思確認手続の選択又は独立委員会への諮問手続

当社取締役会は、取締役会検討期間中に、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、株主意思確認手続を実施するか、又は、独立委員会に諮問するかについて決議するものとします。当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、方法等の諸般の事情を考慮の上、下記(3)①に定める場合（本プランに定める手続を遵守しない場合）、又は下記(3)②に定める場合（濫用的な買付行為であることが明らかである場合）のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合には、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。なお、当社取締役会が、取締役会検討期間中に、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがないと判断した場合には、当社取締役会は速やかに本新株予約権の無償割当ての不実施を決議するものとします。

c. 情報開示

当社取締役会は、買付者等から買付説明書が提出された事実、取締役会検討期間を設定した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

④ 従業員、顧客及び取引先からの意見聴取

当社取締役会は、上記③a.記載の取締役会検討期間において、当社の従業員、顧客及び取引先から、買付等に関する意見を聴取し、その意見を取

りまとめ、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に与える影響を評価・検討します。当社取締役会は、当社の従業員、顧客及び取引先の意見の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑤ 株主意思確認手続

a. 株主意思確認手続の実施等

上記③b.に定める手続に従い、当社取締役会は、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると判断した場合には、買付者等による買付等の内容、方法等の諸般の事情を考慮の上、下記(3)①に定める場合（本プランに定める手続を遵守しない場合）又は下記(3)②に定める場合（濫用的な買付行為であることが明らかである場合）のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施について、株主意思確認手続を実施するものとします。株主意思確認手続としては、当社の通常の株主総会に関する手続に準じて株主意思確認総会における株主投票（書面投票を含みます。）を実施します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思確認手続を行う場合又はその可能性がある場合には、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主の皆様を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、公告いたします。株主意思確認手続において投票権を行使することができる株主の皆様は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令及び証券保管振替機

構による株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。また、株主意思確認総会における投票では、当社の通常の株主総会における特別決議に準じて賛否を決するものとします。

b. 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役会検討期間の終了の前後を問わず、株主意思確認手続が完了した場合には、株主意思確認手続の結果に従って、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

c. 情報開示

当社取締役会は、株主意思確認手続を実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が株主意思確認手続を実施する旨を決議した事実及びその理由、株主意思確認手続の結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑥ 独立委員会の設置及び諮問等の手続

a. 独立委員会の設置

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、別紙2「独立委員会規則」に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することとします。本更新当初の独立委員会の委員は、いずれも当社から独立した社外取締役又は社外監査役のみが就任する予定であり、その氏名及び略歴は別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりとなります。

当社取締役会は、上記③b.に定める手続に従い買付者等による買付等の内容、方法等の諸般

の事情を考慮の上、下記(3)①に定める場合（本プランに定める手続を遵守しない場合）、又は下記(3)②に定める場合（濫用的な買付行為であることが明らかである場合）のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合、独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問することがあります。この場合には、独立委員会は、当社取締役会から買付者等の買付説明書及び買付者等から追加的に提出された本必要情報（もしあれば）の提供を受けるのみならず、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。但し、取締役会検討期間内に要請する場合には、当該期間内に限られます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要請することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとします。また、独立委員会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとします。

b. 独立委員会の勧告

上記③b.に定める手続に従い当社取締役会が

独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問した場合には、独立委員会は、取締役会検討期間終了までに、又は、上記②記載のとおり、当社取締役会が取締役会検討期間を設定せずに、適宜、勧告等の期限を定めた場合は、当該期限までに、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(i)から(iv)に定める勧告をした場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告を行った事実及びその概要その他の独立委員会が適切と判断する事項について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保、向上するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

(i) 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められる場合、具体的には買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」の①若しくは②に定める要件のいずれかに該当する、又は該当すると客観的合理的に疑われる事情が存すると判断し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告し

ます。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」⑥において定義されます。)の前日までの間、(本新株予約権の無償割当ての効力発生時前においては)本新株予約権の無償割当ての中止、又は(本新株予約権の無償割当ての効力発生時以後においては)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件の①及び②のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でないと認められることとなった場合

(ii) 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められない場合、具体的には買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」の①若しくは②に定める要件のいずれにも該当しないか、又は、該当するとしても本新株予約権の無償割

当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、取締役会検討期間の終了までに、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」の①又は②に定める要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することについての新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(iii)株主意思確認手続の実施を勧告する場合

独立委員会は、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」の①又は②に定める要件のいずれかに該当することが客観的に明らかであるとは認められない場合において、本新株予約権の無償割当ての実施につき株主意思を確認することが適切であると判断するときには、当社取締役会に対して、株主意思確認手続を実施することを勧告します。

(iv)取締役会検討期間の延長を勧告する場合

独立委員会が、当初の取締役会検討期間の終了までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、その決議により、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（最長30日間（初日不算

入））で、取締役会検討期間の延長を勧告することができるものとします（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。但し、再延長は1回に限るものとし、再延長の期間は最長30日間とします。）。上記延長の決議に基づく勧告を最大限尊重して、当社取締役会により取締役会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

c. 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会による上記勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（株主意思確認手続の実施、本新株予約権の無償割当ての中止等を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

d. 情報開示

当社取締役会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する旨を決議した事実及びその理由、当社取締役会が独立委員会に代替案（もしあれば）を提示した事実（必要に応じて当該代替案の内容を含みます。）、独立委員会の勧告の内容、又は当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施等に関する決議を行った事実その他の情報のうち当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると認められる場合であって、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、株主意思確認手続の結果に従い、又は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会決議に基づき、本新株予約権の無償割当てを実施するものとします。但し、買付者等による買付等が以下のいずれかに該当する、又は、該当すると客観的に合理的に疑われる事情が存する場合でない限り、株主意思確認手続を経ずに本新株予約権の無償割当てを実施しないものとします。

① 上記(2)「本プランに係る手続」に定める情報提供、取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

② 当該買付等が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（下記(i)及び(ii)に掲げる5つの場合のいずれかに該当すると判断される場合に限られます。)

(i)極めて狭い範囲でしか適用されないが、下記のいずれかに該当する、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

a.真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ当社の株価をつり上げて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行う場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）

b.当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者等に移

譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で買収を行う場合

c.会社経営を支配した後に、当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で買収を行う場合

d.当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける目的で買収を行う場合

(ii)極めて狭い範囲でしか適用されないが、買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する自己株式の数を控除します。）に相当する数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様に対し、その所有する当社株式（但し、同時点において当社の有する自己株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定められた日を初日（かかる行使期間の初日を、以下「行使期間開始日」といいます。）とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者[10]、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者[11]、(IV)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V)上記(I)から(IV)までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)から(V)までに該当する者の関連者[12]（(I)から(VI)までに該当する者を以下「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記⑨のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

a. 当社は、上記(2)⑥b.(i)(イ)及び(ロ)の場合は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

b. 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予

約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に導入されるものとします。本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会における承認の趣旨

に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

(6) 法令の新設又は改廃による修正

本プランで引用する法令の規定は、2023年7月21日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主の皆様等への影響

1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、行使期間内に、金銭の払込みその他下記3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、当該手続を行わなかった株主の皆様の保有する当社株式に係る法的権利及び経済的価値が希釈化されることとなります。また、当社は、下記3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合には、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の経済的価値の希釈化は生じませんので、権利確定日以降に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を

被る可能性があります。

また、本新株予約権それ自体の譲渡には当社取締役会の承認を要することとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る権利確定日以降、本新株予約権の取得又は行使の結果として、株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(1) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含むものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、当社株式1株当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式が発行されることとなります。

(2) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本

新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2) 本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、本プランが、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2018年6月1日及び2021年6月11日に改定を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所の買収防衛策の導入に係る諸規則を全て充足しております。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会議決とサンセット条項）

本プランは、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において議案としてお諮りする予定です。

また、上記3.2) (2)⑤「株主意思確認手続」記載のとおり、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、方法等の諸般の事情を考慮の上、上記3.2) (3)①に定める場合（本プランに定める手続を遵守しない場合）、又は上記3.2) (3)②のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施についても株主意思確認手続を経ることとしており、株主の皆様の意思を確認することができます。

また、上記3.2) (5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、又は株

主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、当社株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記3.2) (2)「本プランに係る手続」記載のとおり、上記3.2) (2)⑤「株主意思確認手続」にて記載した株主意思確認手続を行う場合を除き、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく毀損するおそれがあるか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については情報開示をすることとされており、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する観点から本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.2) (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」記載のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動できないように設定されており、当社取締役会による恣意的

な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 外部専門家等の意見の取得

買付者等が出現し、取締役会から諮問を受けた場合、独立委員会は、当社の費用で、外部専門家等の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(6) 当社取締役の任期が1年であること

当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであることから、毎年の取締役の選任を通じて本プランについての株主の皆様のご意思を反映することが可能となる仕組みを確保しているものといえます。

(7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.2) (5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

[1]金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

[2]金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

[3]金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

[4]金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。bにおいて同じとします。

[5]金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

[6]金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

[7]金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

[8]金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

[9]金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。

[10]「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

[11]「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

[12]ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以 上

当社の大株主の状況

(2023年5月31日現在)

株 主 名	当社への出資状況	
	所有株式数 (株)	出資比率 (%)
一般財団法人WNI気象文化創造センター	1,700,000	15.42
株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート	1,700,000	15.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	985,000	8.93
ウェザーニューズ社員サポーター持株会	452,141	4.10
株式会社千葉銀行	360,000	3.27
株式会社三菱UFJ銀行	360,000	3.27
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	355,200	3.22
石橋 忍子	353,800	3.21
日本生命保険相互会社	200,000	1.81
株式会社三井住友銀行	180,000	1.63
石橋 知博	169,000	1.53
THE BANK OF NEW YORK 133652	157,700	1.43
石橋 伸一	129,700	1.18

当社取締役の株式保有状況

(2023年5月31日現在)

取締役名	当社への出資状況			
	所有株式数(株)			出資比率(%)
	個人名義	役員持株会	合計	
草開千仁	80,800	943	81,743	0.74
石橋知博	169,000	1	169,001	1.53
吉武正憲	18,700	160	18,860	0.17
村木茂	1,000	—	1,000	0.01
秋元征紘	—	—	—	—
合計	269,500	1,105	270,605	2.45

当社の大株主の状況及び当社取締役の株式保有状況に関する注記

(注1) 当社は、自己株式を818,751株保有しておりますが、上記には含めておりません。

(注2) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(注3) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）及び株式会社日本カストディ銀行（信託口）の持株数は、全て信託業務に係る株式であります。

(注4) 本文中の「当社取締役等」は、上記において大株主として記載している株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート、石橋忍子、石橋伸一に、当社取締役として記載している草開千仁、石橋知博、吉武正憲、村木茂、秋元征紘の5名を加えた8名をいいます。

以上

独立委員会規則

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、当社取締役会の諮問を受けた場合、当該諮問の内容に応じて、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保、向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ②株主意思確認手続の実施
 - ③本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ④その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ①買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ②買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ③買付者等との協議・交渉
 - ④当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料等の提出の要請及びこれらの検討
 - ⑤取締役会検討期間の延長の決定
 - ⑥本プランの修正又は変更の承認
 - ⑦その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑧当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
 - ⑨上記①から⑧までについての当社取締役会を通じた情報開示

- ・独立委員会は、買付者等から当社取締役会に対して提出された買付説明書その他の情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対して追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要請することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる

以 上

独立委員会委員略歴

本更新当初の独立委員会の委員は、以下の5名となる予定です。

村木 茂 (むらき しげる)

【略 歴】

1949年8月29日生	
1972年7月	東京ガス株式会社入社
1996年6月	同社原料部原料調査開発グループマネージャー
2000年6月	同社原料部長
2002年6月	同社執行役員企画本部原料部長
2004年4月	同社常務執行役員R&D本部長
2007年4月	同社常務執行役員エネルギーソリューション本部長
2007年6月	同社取締役常務執行役員エネルギーソリューション本部長
2010年4月	同社代表取締役副社長執行役員
2014年4月	同社取締役副会長
2015年6月	同社アドバイザー
2018年8月	当社取締役 (社外・独立役員) (現任)
2023年7月	東京ガス株式会社社友 (現任)

(重要な兼職の状況) 一般社団法人クリーン燃料アンモニア協会 会長 (非常勤)
株式会社世界貿易センタービルディング 取締役 (社外)

秋元 征紘 (あきもと ゆきひろ)

【略 歴】

1944年9月9日生	
1970年4月	日本精工株式会社入社
1980年1月	日本ケンタッキーフライドチキン株式会社入社
1987年2月	日本ペプシコーラ株式会社取締役副社長
1988年12月	日本ケンタッキーフライドチキン株式会社常務取締役
1993年10月	株式会社ナイキジャパン代表取締役社長
1995年9月	グラン株式会社代表取締役社長
2006年5月	ワイ・エイ・パートナーズ株式会社代表取締役 (現任)
2021年8月	当社取締役 (社外・独立役員) (現任)

(重要な兼職の状況) ワイ・エイ・パートナーズ株式会社 代表取締役
レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社 取締役 (社外)
株式会社イー・ロジット 取締役 (社外)

林 いづみ (はやし いづみ)

【略 歴】

1958年8月20日生	
1986年4月	名古屋地方検察庁検事
1987年3月	弁護士登録 (東京弁護士会)
1987年3月	ローガン・高島・根本法律事務所 入所
1993年3月	永代総合法律事務所パートナー
2015年1月	桜坂法律事務所パートナー (現任)
2019年8月	当社監査役 (社外・独立役員) (現任)
2023年8月 (予定)	当社取締役 (社外・独立役員)

(重要な兼職の状況) 弁護士 桜坂法律事務所パートナー
日油株式会社 取締役 (社外)
一橋大学 理事
株式会社ニフコ 社外取締役 (監査等委員)

小山 文敬（こやま ふみたか）

【略歴】

1951年9月22日生
 1975年4月 三井物産株式会社入社
 2002年4月 同社本店人事部人事企画室長
 2005年3月 株式会社三陽商会取締役兼常務執行役員事業本部バーバリー事業部副事業部長兼バーバリー事業統轄室長
 2006年1月 同社常務取締役兼常務執行役員事業副本部長兼バーバリー事業統轄室管掌兼経営統轄本部管掌
 2007年3月 同社代表取締役副社長兼副社長執行役員経営統轄本部長兼事業本部副本部長兼上海三陽時装商貿有限公司董事長
 2013年7月 同社代表取締役副社長兼副社長執行役員事業本部副本部長
 2015年3月 同社常任顧問
 2018年3月 同社常任顧問退任
 2018年8月 当社監査役（社外・独立役員）（現任）

戸田 綾美（とだ あやみ）

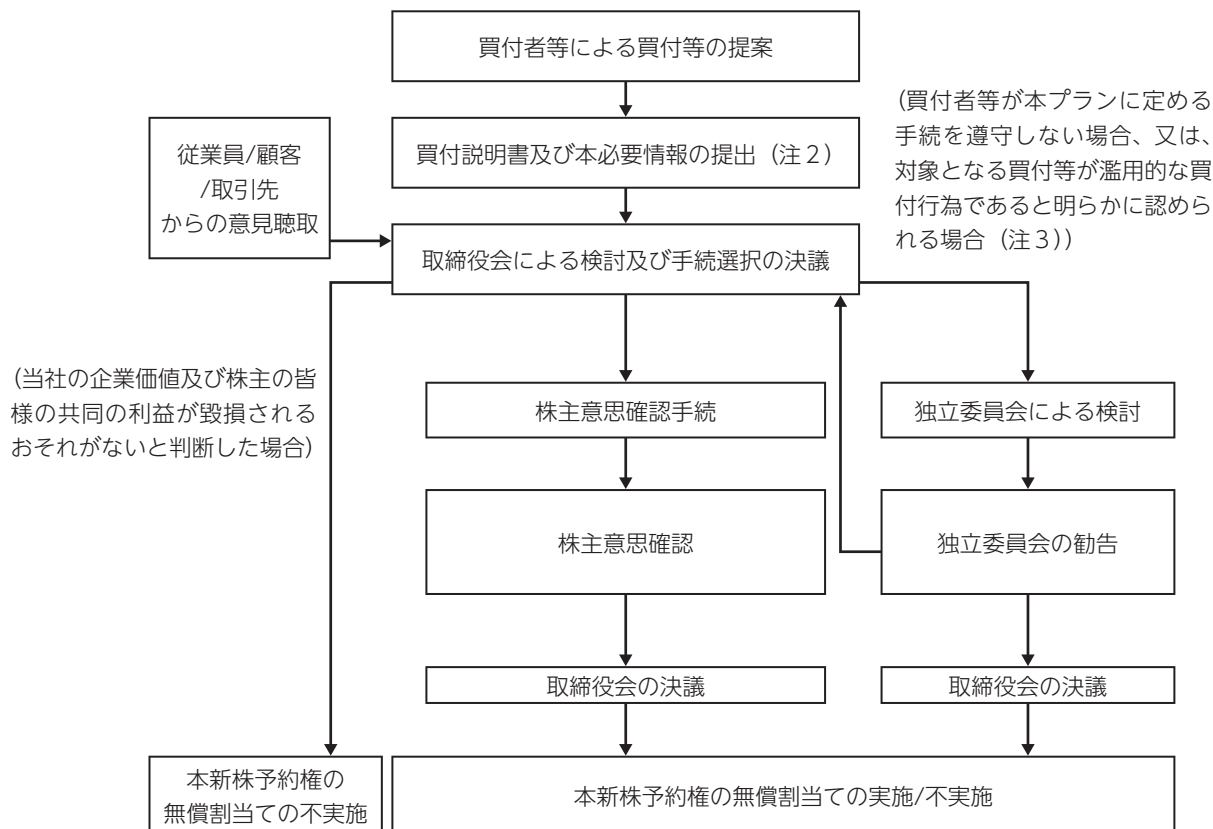
【略歴】

1963年11月3日生
 1991年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
 東京共同法律事務所 入所（1992年4月 パートナー）
 2012年1月 東京神谷町綜合法律事務所 パートナー（現任）
 2021年4月 白鷗大学法学部教授（現任）
 2023年4月 日本弁護士連合会副会長（現任）
 2023年8月（予定） 当社監査役（社外・独立役員）

（重要な兼職の状況） 弁護士 東京神谷町綜合法律事務所 パートナー
 日本弁護士連合会 副会長

以上

フローチャート（注1）



注1) 本フローチャートは本プランの概要を説明するものであるため、本プランの詳細については、必ず本文をご参照ください。

注2) 買付者等が買付説明書を提出せずに買付等を開始した場合等、本プランに定める手続を遵守せずに買付等を開始した場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、取締役会検討期間を設定せずに、適宜期限を定めた上で、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。

注3) 本文3.2)(3)②に該当することが客観的に明らかである場合に限りです。

以上

事業報告

(自 2022年6月1日)
(至 2023年5月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 経営環境

当連結会計年度の世界経済は、米国におけるインフレや金融引き締め、欧州におけるロシア・ウクライナ情勢を受けたエネルギー供給制約、中国におけるゼロコロナ政策解除からの回復ペースの鈍化など、総じて減速傾向が続きました。日本経済においては、行動制限の緩和や水際対策の緩和を受けインバウンド需要が回復するなど、個人消費を中心に経済活動の正常化が緩やかに進みました。

当社の売上面では、モバイル・インターネット気象事業において、大雨や台風、寒波による降雪などに伴う気象災害の発生により、人々の天気予報や防災への注目が高まりました。このような中で、積極的な広告投資を通じた認知度向上、予報精度の改善、独自コンテンツの充実を行うことでアプリ利用者数が増加し、サブスクリプションサービス売上及び広告収入が好調に推移しました。航海気象事業においては、港湾混雑の解消が進む一方で輸送需要が減退し、サービスを提供する船舶の航海数が伸び悩みました。その一方で、サービスを提供する隻数を増加させ、為替によるプラス影響もあり売上が増加しました。航空気象事業においては、エアラインの国際線における出入国制限の緩和などでインバウンド需要が高まり、国内線においても行動制限の解除やその後の全国旅行支援の影響もあり、市況の回復が継続しました。また、国内ヘリコプター市場での動態管理システムの拡販が進み売上が増加しました。その結果、当期の連結売上高は21,114百万円（前期比7.4%増）となりました。

費用面では、ソフトウェア開発のインハウス化・アジャイル化に伴う開発体制の効率化によるソフトウェア開発費の最適化を継続しました。一方で、ソフトウェア開発能力の継続的強化及び新規事業に対する人財投資、並びにテレビCM及びネット広告などの積極的な広告投資を継続しました。また、開発・運用環境のクラウド化の進展に伴い通信費が増加しました。

その結果、営業利益は3,256百万円（前期比12.1%増）、経常利益は3,284百万円（前期比7.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,398百万円（前期比11.2%増）となりました。

② 事業別の状況

事業区分	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日) (百万円)			当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日) (百万円)			増減率 (%) 合計
	SRS	トールゲート	合計	SRS	トールゲート	合計	
航海気象	3	5,198	5,202	1	5,502	5,503	5.8
航空気象	55	878	934	80	1,154	1,235	32.2
陸上気象	243	3,019	3,262	175	3,027	3,202	△1.8
環境気象	114	780	894	138	906	1,044	16.8
その他 BtoB	16	48	65	16	34	50	△22.8
BtoB事業計	433	9,925	10,359	411	10,625	11,037	6.5
メール・インターネット気象	15	6,806	6,821	61	7,768	7,829	14.8
放送気象	561	1,908	2,470	377	1,869	2,247	△9.0
BtoS事業計	576	8,714	9,291	439	9,637	10,077	8.5
合計	1,010	18,640	19,650	851	20,263	21,114	7.4

(参考) 地域別売上高

地域区分	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日) (百万円)			当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日) (百万円)			増減率 (%) 合計
	SRS	トールゲート	合計	SRS	トールゲート	合計	
日本	401	5,873	6,275	403	6,212	6,616	5.4
アジア	-	1,927	1,927	-	2,213	2,213	14.8
欧州	32	1,833	1,865	8	1,857	1,865	△0.0
米州	-	290	290	-	341	341	17.6
BtoB事業計	433	9,925	10,359	411	10,625	11,037	6.5
日本	576	8,041	8,618	439	8,931	9,371	8.7
アジア	-	672	672	-	705	705	5.0
欧州	-	1	1	-	-	-	-
米州	-	-	-	-	0	0	-
BtoS事業計	576	8,714	9,291	439	9,637	10,077	8.5
合計	1,010	18,640	19,650	851	20,263	21,114	7.4

(注) トールゲート：高速道路の料金所に例えた当社独自の事業形態。サービス提供の対価として継続的に発生する売上

SRS (Stage Requirement Settings)：将来のトールゲート売上につながる一時的な調査やシステム販売

BtoS事業：個人向け事業 (Sはサポーターの意) を指す

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額（有形固定資産及び無形固定資産）は413百万円（前期480百万円）となりました。

当連結会計年度の設備投資の主な内容は、価値創造サービスを実現するためのインフラへの投資、事業継続のための更新投資などです。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの所要資金は自己資金にて対応しました。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑨ 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

1. 経営戦略の基本方針

当社グループは「船乗りの命を守りたい。地球の未来も守りたい。」という夢に向かって、サポーターとともに最多・最速・最新の気象コンテンツサービスにより気象・環境に関する社会的リスクに対応する「気象コンテンツ・メーカー」になることを基本コンセプトとしており、気象コンテンツ市場のフロントランナーとして、独創的に新たな市場を創造しながら「サポーター価値創造」と企業価値の最大化を目指します。

また、このコンセプトの実現のため、「世界最大のデータベース・業界No.1の予報精度・あらゆる市場におけるコミュニティー」をコアコンピタンスと考え、Full Service “Weather & Climate” Companyとなることが当社のミッションであると認識しています。

2. 対処すべき課題（中期経営計画）

< 1. 第4成長期の振り返り >

当社では、2012年6月から2023年5月の11年間を第4成長期と位置づけ、「革新性」をテーマにサービスのグローバル展開に取り組む中で、2020年5月期からの4年間（2019年6月～2023年5月）を第4成長期のStage 3として中期経営計画を実行してきました。

当該中期経営計画では①既存事業の継続成長による収益基盤の強化、②世界最高品質の予報精度の追求、③マーケット展開を加速するITサービス基盤の整備、④気候変動に対応した新規発展事業の創出の4点を重点テーマとして推進し、当初の目標通り利益成長を実現させました。成長の具体的な要因は次の通りです。

売上面については、BtoSのモバイル・インターネット気象事業において予報精度No.1ブランドのもとテレビCMをはじめとする広告戦略を実施し、大幅な売上成長を達成しました。BtoBにおいても、新型コロナウイルスの感染拡大などの影響がある中で売上成長を維持し、またグローバル展開のためのセールス基盤の整備を進めました。費用面については、顧客が求めるビジネススピードに対応できるDevOps体制の整備を推進した結果、開発体制のインハウス化への全社的な転換が進み、外部委託費が減少したことで利益成長を実現しました。

2023年6月からの第5成長期においては、事業の一層のスケールアップに向けた新たな施策に取り組めます。

新中期経営計画（2023年6月～2026年5月）の3年間における具体的な取り組みとして、より多くの企業をサポートできるSaaS型ビジネスモデルへの転換を目指していきます。同時に、人によるリスクコミュニケーション機能をAI型運営モデルによってコンテンツ化させることで運営の生産性を高めていきます。また、BtoSが持つサポーターのネットワークを生かした広報・マーケティング支援等をBtoBでも活用し、BtoBとBtoSのシナジーの創出を狙います。加えて、グローバルビジネス展開を加速させるための海外販売体制の再構築を実施します。また事業拡大の新たな施策として、航海気象事業におけるCO2削減サービスや、気候テック事業における気候変動に対応したサービスの展開など、事業成長のみならず地球環境への貢献も行っていきます。

(中期経営計画のKPI進捗)

事業分野	KPI					内容
	20.5期末 実績	21.5期末 実績	22.5期末 実績	23.5期末 目標	23.5期末 実績	
BtoB事業全体の TG売上比率 (国内：海外)	61：39	61：39	59：41	50：50	58：42	堅調に成長。グローバル展開のための セールス基盤の整備が進む
1) 既存事業の継続成長による収益基盤の強化						
航海気象 (隻数)	4,600	5,300	6,300	9,200	7,050	主力サービスのOSRに加え、座礁や衝突回避を支援するNARをリリース。隻数増加に寄与
航空気象 (顧客数)	60	59	65	85	66	新型コロナの感染拡大でエアライン市況が大きく影響を受けるも、アジアを中心に顧客が増加
環境気象 (顧客数)	8	16	24	38	33	電力需給想定サービスや気象データ提供サービスの拡販で日本の電力事業顧客が増加
モバイル・インターネット気象 (MAU：万人)	3,242	3,849	4,516	5,500	5,880	広告投資による認知度向上、アプリのUI/UXの改善、コンテンツ充実でMAUが増加
2) 世界最高品質の予報精度の追究とコンテンツ生産力の飛躍的向上						
予報精度 (%)	93.3	91.2	90.7	90.0 以上	90.3	気象データの充実、AIを活用した独自解析で90%以上を維持

(中期経営計画の目標及び実績)

単位：百万円		20.5期 (実績)	21.5期 (実績)	22.5期 (実績)	23.5期 (目標)	23.5期 (実績)
為替レート (円/USドル)		108	106	115	120	136
売上高		17,953	18,843	19,650	21,000	21,114
トール ゲート	BtoB	9,386	9,493	9,925	10,460	10,625
	BtoS	7,068	8,051	8,714	9,740	9,637
SRS		1,497	1,297	1,010	800	851
営業利益		2,280	2,444	2,904	3,200	3,256
営業利益率		12.7%	13.0%	14.8%	15.2%	15.4%
経常利益		2,188	2,554	3,063	3,300	3,284
親会社株主に帰属する当期純利益		1,629	1,861	2,157	2,400	2,398
ROE		11.6%	12.5%	13.4%	13.8%	13.7%
配当性向		67.1%	58.9%	51.0%	45.9%	50.5%
設備投資		795	612	480	600	413
研究開発費		595	599	534	600	560

< 2. 新中期経営計画 >

第5成長期の方針に基づき2023年6月からの3年間について新たに中期経営計画を策定しました。詳細は当社HPの中期経営計画の資料をご覧ください。

<https://jp.weathernews.com/irinfo/plan/>

⑩ 今後の見通し

売上面では、モバイル・インターネット気象事業の自社配信コンテンツの充実の継続と、広告事業の更なる拡大による成長を見込んでおります。また、各BtoB事業においても従来サービスの成長に加え、SaaS型ビジネスモデルへのシフトによる成長を計画しています。

投資面では、モバイル・インターネット気象事業における積極的な広告投資の継続、海外展開の加速に向けた人財投資、SaaS型ビジネスを見据えたデータ・クラウドへの投資を促進します。

これらの結果により、2024年5月期は、売上高22,500百万円、営業利益3,500百万円、経常利益3,500百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,500百万円と見込んでいます。

中期経営計画 (2023-2025)

船乗りの命を守りたい。
地球の未来も守りたい。



中期経営計画の全文は
当社ウェブサイトにて
公開しております。



<https://jp.weathernews.com/irinfo/plan/>

世界的な極端気象の発生や自然災害の激甚化など、気候変動が及ぼす影響はますます深刻化しています。当社は海運市場へのサービスから始まり、社会・企業活動のみならず地球環境が持続可能となる社会を実現すべく、「船乗りの命を守りたい。地球の未来も守りたい。」という夢を掲げ、新たな中期経営計画を策定しました。

第5成長期(約10年間)において、事業規模の拡大による売上成長および利益体質化を加速し、2026年5月期末に営業利益率20%以上を目指します。また、顧客へのCO2削減サービスを通じて地球環境へ貢献していきます。

長期ビジョンと中期経営計画の関係



中期経営計画3カ年の重点施策

- 1 SaaSモデルによる新たな顧客層の開拓
- 2 データ分析から始まる新たなAI型運営モデルの確立
- 3 個人と法人を繋ぐシナジー効果による価値創造
- 4 将来への継続的成長に向けたGlobal体制の構築
- 5 CO2削減サービスを通じた地球環境への貢献

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 34 期 (2020年5月期)	第 35 期 (2021年5月期)	第 36 期 (2022年5月期)	第 37 期 (2023年5月期) 当連結会計年度
売 上 高 (百万円)	17,953	18,843	19,650	21,114
営 業 利 益 (百万円)	2,280	2,444	2,904	3,256
経 常 利 益 (百万円)	2,188	2,554	3,063	3,284
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,629	1,861	2,157	2,398
純 資 産 (百万円)	14,468	15,439	16,843	18,400
総 資 産 (百万円)	16,894	17,692	19,127	20,979
1 株 当 た り 純 資 産	1,314円65銭	1,399円19銭	1,523円28銭	1,661円26銭
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	149円01銭	169円81銭	196円25銭	217円67銭
自己 (株主) 資本利益率 (%)	11.6	12.5	13.4	13.7

(3) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
WEATHERNEWS AMERICA INC.	81,644 米ドル	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS U.K. LTD.	272 英ポンド	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Benelux B.V.	180,000 ユーロ	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews France SAS	3,607,059 ユーロ	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS HONG KONG LIMITED	1,594 千香港ドル	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Korea Inc.	590,000 千韓国ウォン	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews Shanghai Co, Ltd. 緯哲紐咨信息咨询（上海）有限公司	140,000 米ドル	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS TAIWAN LTD. 緯哲気象股份有限公司	10,000 千台湾ドル	100.0%	総合気象情報サービス
Weathernews India Pvt. Ltd.	45,000 千インドルピー	100.0%	総合気象情報サービス
WEATHERNEWS SINGAPORE PTE. LTD.	620,002 シンガポールドル	100.0%	総合気象情報サービス

(注) Weathernews India Pvt. Ltd.は、清算手続きを行っております。

(4) 主要な事業内容

当社グループは、従来より企業向け・個人向けの様々な市場に向けて気象予報に基づく対応策情報（問題解決型コンテンツ）を提供してきました。市場特性に応じたPlanning（事業分野）を定義し、各市場の売上及び利益の責任を明確にするとともに、市場に特化したサービス企画・運営・開発・営業を行い事業を推進します。

航海気象事業

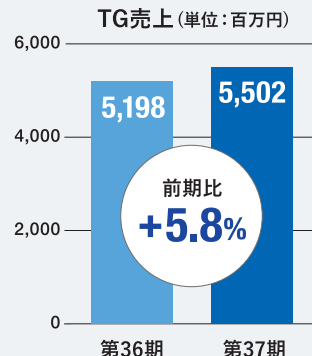
主要市場	主要顧客	サービス内容
航海気象	外航海運会社	安全運航及び効率的な燃料消費を支援する最適航路推薦（OSR）サービスなどを世界の外航船に対して提供しています。
海上気象	製鉄会社、 内航海運会社など	生産品の品質管理から配船、海上輸送及び在庫管理の最適化を支援するサービスや、国内外の液体危険貨物輸送船の離着機の可否判断を支援するサービスを提供しています。
洋上エネルギー気象	洋上風力事業者、 工事・保守事業者	国内外の洋上風力事業の立地選定と事業性評価から、発電量の予測、発電設備の施工・保守の支援を一貫してサポートしています。

当期業績のポイント

海運市場では景気回復による一時的な輸送需要増が落ち着いたことに伴いサービスを提供している航海数が減少したものの、Carbon Intensity Indicator (CII) 格付け制度の施行に伴い、環境運航対応サービスの売上が増加しました。また、為替のプラス影響もあり航海気象事業全体では増収となりました。



業績の推移



航空気象事業

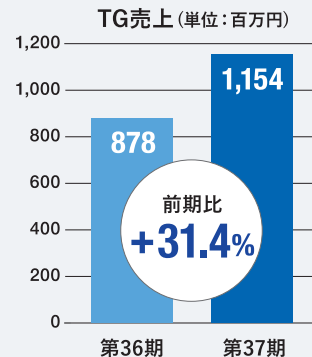
主要市場	主要顧客	サービス内容
航空気象	エアライン、 ヘリ事業者、 ドローン	航空事業者・空港・航空機・パイロットなどの個々の悪天闘値に対して、事前に予測可能な現象に対する対応策支援情報の提供や天気変化に基づく通知を実施し、最適な運航可否判断支援情報を提供しています。

当期業績のポイント

エアライン市場では国際線における出入国制限の緩和などでインバウンド需要が高まり、国内線においても行動制限の緩和を背景に着実な市況回復が継続しました。当社においては国内ヘリコプター市場において官公庁を中心に動態管理システムを拡販し、増収となりました。



業績の推移



陸上気象事業

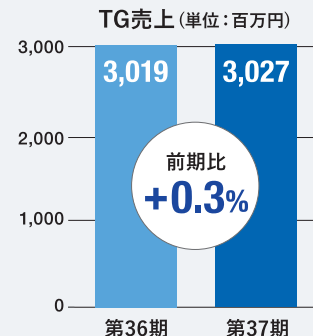
主要市場	主要顧客	サービス内容
道路気象	道路維持管理会社、国、自治体	道路維持を行う企業や国、自治体の道路管理者に対して、雪氷・降雨をはじめとした気象情報の提供により、道路の安全性の確保と効率的な作業を支援するサービスを提供しています。
鉄道気象	鉄道会社	鉄道の安全性を確保し定時運行を実現するため、過去の災害等の気象の関係を分析・解析し、沿線や規制区間ごとの最適な運行管理を支援しています。
防災気象	地方自治体、防災機関	防災業務を行う行政、団体、企業に対して、気象データの分析をもとにした対応策、意思決定支援を行い、安全かつ効率的な防災業務を支援することによって、災害を軽減し、住民、関係者の安全に貢献しています。

当期業績のポイント

一部顧客への売上減少の影響があったものの、国内の鉄道及び高速道路市場では全国旅行支援などの影響で人流が復調し緩やかな回復傾向が続き、道路気象中心に増収となりました。



業績の推移



環境気象事業

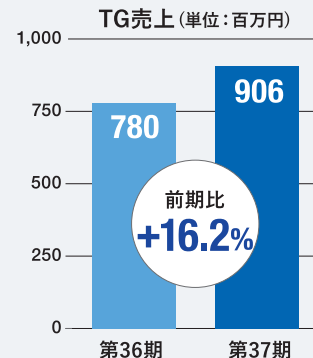
主要市場	主要顧客	サービス内容
エネルギー気象	電力・ガス事業者、再生可能エネルギー事業者	エネルギー需要計画の支援と風力・太陽光・水力による自然エネルギー発電量予測をリアルタイムで提供し、需給バランス維持の支援を行っています。
流通気象	コンビニ・スーパー、飲料・食品製造メーカー	気象変化に対する製品別需要の相関モデルにより予測し、生産計画と販売計画を支援しています。需給バランスの把握と最適在庫管理による商品廃棄の軽減にも貢献します。

当期業績のポイント

国内電力会社による広域連携、再エネ送配電の最適化など新しい取り組み、太陽光発電の新しい買取価格制度の検討、風力発電の事業性検証など多くのニーズを背景に、国内・欧州のエネルギー気象を中心に増収となりました。



業績の推移



モバイル・インターネット気象事業

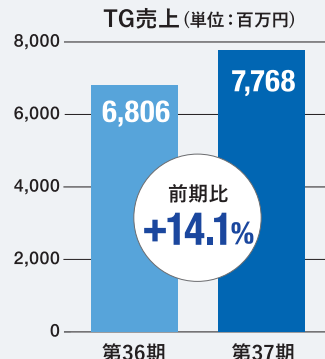
主要市場	主要顧客	サービス内容
モバイル・インターネット気象	個人・分衆	アプリや動画番組を通じて個人ユーザーへ気象情報を配信。ウェザーリポートをはじめとする参加型ネットワークを構築し、高い予報精度や高解像度の気象情報を「ウェザーニュース」ブランドとして各種プラットフォームで提供しています。また、WxTech®（ウェザーテック）サービスでは、ビジネス分析や予測を気象データから支援し、新たなビジネスチャンスの創出、マーケティング戦略の立案など、攻めのビジネスの実現をサポートしています。

当期業績のポイント

テレビCMやネット広告などの積極的な広告投資による認知度の向上によってアプリ利用者数が増加しました。また、日本国内において気象災害など気象トピックへの注目が高まる中、台風情報や寒波による大雪情報などの自社配信コンテンツを充実させるとともに、アプリのUI/UXの継続的な改善などを通じてユーザーのアプリ満足度や活用度を向上させる各種取り組みを行った結果、サブスクリプションサービス売上及び広告収入が増加しました。



■業績の推移



放送気象事業

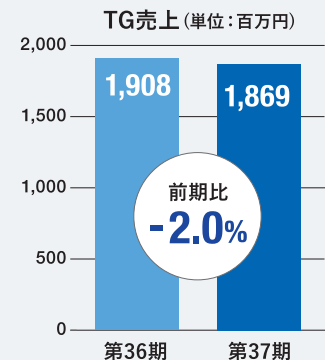
主要市場	主要顧客	サービス内容
放送気象	テレビ・ラジオ局、ケーブルテレビ局	各地域の気象状況にあわせた番組構成からコンテンツ準備、気象予報士の派遣、読み原稿や、アナウンサーへのブリーフィングに至るまで、それぞれの放送局のニーズにあわせた制作を支援しています。また、気象災害のおそれがある場合、視聴者にいち早く情報をオンエアで伝えられるよう災害情報を速報システムで提供しています。

当期業績のポイント

放送局向けシステムの更新サイクルの影響に伴う売上の減少、及び放送局の構造的変化によるコスト見直しの影響を受け、減収となりました。



■業績の推移



(5) 主要な営業所

本社：千葉市美浜区中瀬一丁目3番地 幕張テクノガーデン

主要販売拠点：国内10拠点、 海外12拠点

札幌	SSB	New York	SSB (アメリカ)
仙台	SSB	London	SSB (イギリス)
東京	SSB	Copenhagen	SSB (デンマーク)
新潟	SSB	Athens	SSB (ギリシャ)
金沢	SSB	Paris	SSB (フランス)
名古屋	SSB	Hong Kong	SSB (香港)
大阪	SSB	Seoul	SSB (韓国)
広島	SSB	Shanghai	SSB (中国)
高松	SSB	Taipei	SSB (台湾)
福岡	SSB	New Delhi	SSB (インド)
		Singapore	SSB (シンガポール)
		Manila	SSB (フィリピン)

主要運営拠点：8拠点

Global Center	(日本・本社)	Paris	(フランス)
Oklahoma	(アメリカ)	Athens	(ギリシャ)
Amsterdam	(オランダ)	Manila	(フィリピン)
Copenhagen	(デンマーク)	Yangon	(ミャンマー)

その他海外事務所：1拠点
Hanoi SSB (ベトナム)

その他海外代理店：5拠点

Milan	(イタリア)	Jakarta	(インドネシア)
Kuala-Lumpur	(マレーシア)	Kathmandu	(ネパール)
Bangkok	(タイ)		

(注1) SSBとは戦略的販売拠点又はその準備段階となる駐在員事務所を意味しております。

(注2) 当社ではグローバル展開に伴うセールスマーケティング強化のため、代理店を設置しております。

(6) 従業員の状況

① 当社グループ

地 域	従業員数 (名)
日 本	994 (84)
米 州	76 (0)
欧 州	26 (0)
ア ジ ア	42 (1)
合 計	1,138 (85)

(注1) 従業員数は就業人数であります。

(注2) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員であります。

(注3) 上記のほか、派遣社員27名、委任・準委任の業務委託者125名が従事しております。

派遣社員数が当連結会計年度において、前期末比で27名減少しております。主な理由は派遣業務から準委任の業務委託への業務形態変更によるものであります。

(注4) 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた従業員数は記載しておりません。なお、上表では、参考情報として地域別の従業員数を記載しております。

② 当社

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
994 (84) 名	39.1歳	10.8年	6,286千円

(注1) 従業員数は就業人数であります。

(注2) 従業員数欄の(外書)は臨時従業員の平均雇用人員であります。

(注3) 上記のほか、派遣社員27名、委任・準委任の業務委託者125名が従事しております。

(注4) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(7) 主要な借入先

金融機関からの借入はありません。

(注) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行とコミットメントライン契約及び取引金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は以下のとおりであります。

	コミットメントライン	当座貸越	計
借 入 枠 (百万円)	1,000	600	1,600
借 入 実 行 残 高 (百万円)	—	—	—
差引：借入未実行残高 (百万円)	1,000	600	1,600

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2023年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 47,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,844,000株 (前期末比 増減なし)
 (注) 発行済株式の総数には、自己株式818,751株が含まれております。
- ③ 株 主 数 12,394名 (うち単元株主数10,765名)
- ④ 大 株 主

氏名又は名称	所有株式数	持株比率
一般財団法人WNI気象文化創造センター	1,700,000株	15.42%
株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート	1,700,000株	15.42%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	985,000株	8.93%
ウェザーニューズ社員サポーター持株会	452,141株	4.10%
株式会社千葉銀行	360,000株	3.27%
株式会社三菱UFJ銀行	360,000株	3.27%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	355,200株	3.22%
石橋忍子	353,800株	3.21%
日本生命保険相互会社	200,000株	1.81%
株式会社三井住友銀行	180,000株	1.63%

(注1) 当社は、自己株式を818,751株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注2) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(注3) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。

(注4) 2021年6月21日付で、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2021年6月14日現在で同社が596,900株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

(注5) 2022年10月21日付で、アセットマネジメントOne株式会社より当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2022年10月14日現在で同社が605,200株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	4,600株	3名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (2)⑤取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役

(2023年5月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 社 長	草 開 千 仁	最高経営責任者	千葉工業大学 理事 千葉大学 経営協議会委員
取 締 役	石 橋 知 博		
取 締 役	吉 武 正 憲		
取 締 役	村 木 茂	社外取締役	一般社団法人クリーン燃料アンモニア協会 会長（非常勤） 株式会社世界貿易センタービルディング 社外取締役
取 締 役	秋 元 征 紘	社外取締役	ワイ・エイ・パートナーズ株式会社代表取締役 レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社 社外取締役 株式会社イー・ロジット 社外取締役
常勤監査役	杉 野 保 志		
監 査 役	戸 村 孝		
監 査 役	小 山 文 敬	社外監査役	
監 査 役	林 いづみ	社外監査役	弁護士 桜坂法律事務所パートナー 日油株式会社 社外取締役 一橋大学 理事

（注1）監査役戸村孝氏は大手鉄鋼会社において経理に関する実務・知見を深め、当社において株式上場準備、役員として経理・財務業務を管掌するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役小山文敬氏は大手商社及び大手アパレル会社の経営管理業務に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注2）各社外取締役及び社外監査役並びにその兼職先と当社の間、社外取締役又は社外監査役としての職務を遂行するうえで、支障又は問題となる特別な利害関係はありません。

（注3）当社は、取締役村木茂氏及び取締役秋元征紘氏並びに監査役小山文敬氏及び監査役林いづみ氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。契約の概要は以下のとおりです。

1) 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等

2) 保険契約の内容の概要

・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め当社が負担しており、被保険者（当社を除く。）の実質的な保険料負担はありません。

・填補の対象となる保険事故の概要

法律上の損害賠償金及び争訟費用を被保険者が負担することによって生じる損害を填補します。

・役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

背信行為、犯罪行為、詐欺行為または法令等に違反することを認識して行った行為に起因する場合等、保険契約上一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額の決定方法

1. 基本方針

企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブが十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

2. 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る事項

当社の取締役の報酬は、固定報酬(定期月例同額報酬)と業績連動報酬から構成しております。

固定報酬は、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役職別に基準額を定め、金銭報酬としております。業績連動報酬については、業務執行取締役を対象として、短期的業績連動報酬として中期経営計画に基づいて取締役会にて適切に定めた業績の成長率を指標に0%から200%の範囲で支給する「金銭による賞与」及び「業績連動型株式報酬」に加えて、中長期的業績連動報酬としての「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。

なお、社外取締役及び監査役は業務執行から独立した立場であるため、業績連動報酬は適用せず、固定基本報酬を支給しております。

3. 報酬決定プロセス

当社は任意の委員会として社外取締役2名、監査役2名及び社外監査役2名の合計6名で構成される、報酬委員会を設置しております。報酬の決定に関する方針及び算定方法、各取締役の報酬体系・報酬額等については、各取締役の実力・実績を基本として役職・責任に応じて客観的な視点から評価し、事前に報酬委員会に諮り、取締役会において決定しております。

報酬委員会は、役員報酬の客観性を担保する観点から、委員会での役員報酬に関する協議結果を取締役会に対して申し送ることとしており、取締役会は委員会の意見を踏まえて、役員報酬に関する事項の決議を行っております。

業績連動報酬は当社と同程度の企業の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としています。具体的な取締役の役位ごとの報酬割合に関しては、業績の達成水準が最大である場合に想定される基準額に基づき算出した割合について、報酬委員会において検討を行い、その意見を踏まえて取締役会にて決定を行っています。

取締役会は、決定された報酬等の内容が取締役会で決議された方針と整合していることや報酬委員会の意見を尊重されていることを確認しており、当該基本方針に沿うものであると判断しております。

4. 業績連動報酬の詳細

1) 業績連動報酬（賞与）

・業績連動報酬（賞与）の算定方法

業績連動報酬（賞与）＝業績連動報酬（賞与）基準額（*）×支給率（下記 ii）

（i）業績連動報酬（賞与）の金額

当社における役職に基づき、それぞれ下表のとおりとします。

役職	業績連動報酬（賞与）基準額（*）	業績連動報酬（賞与）確定額
	千円	千円
代表取締役社長	4,896	9,792
取締役 専務執行役員	3,053	6,106
取締役 常務執行役員	2,686	5,373

（ii）指標及び支給率

当社では、当社グループ全体での事業基盤の拡大と持続的成長を実現し企業価値を向上させるため、経常利益及び税金等調整前当期純利益を重要視し連結指標として選択しています。また、支給率等は各事業年度において取締役会で合理的に定めることとしています。

業績評価期間である2023年5月期の連結指標としての経常利益又は税金等調整前当期純利益に
 応じて、下表に基づき支給率を決定しました。

		(連結) 税金等調整前当期純利益の対前年度増加率		
		5.0%未満	5.0%以上～ 20.0%未満	20.0%以上
(連結) 経常利益 の対前年度増加率	5.0%未満	0%		
	5.0%以上～ 20.0%未満			
	20.0%以上			200%

(注) 対前年度増加率は小数点第2位を四捨五入します。

2) 業績連動型株式報酬

a. 業績連動型株式報酬の概要

当社は、当社の取締役（社外取締役でない業務執行取締役をいい、以下、「対象取締役」という。）を対象に、1事業年度(2022年6月1日～2023年5月31日)を評価期間として、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）に基づき当社普通株式（以下、「当社株式」という。）を支給いたします。本制度は、対象取締役の短期的な業績目標の達成に向けたインセンティブの付与及び企業価値の持続的な向上への貢献意欲を高めることを目的としています。

b. 本制度の仕組み

本制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- (i) 当社は、本制度において使用する業績指標（連結指標としての経常利益又は税金等調整前当期純利益の対前年度増加率のいずれか低い方をいう。以下、「当社業績指標」という。）や各対象取締役に対して交付する当社普通株式数（以下、「個別交付株式数」という。）の具体的な算出にあたって必要となる指標等を当社取締役会において予め決定します。具体的な指標等は下記d.に記載のとおりです。
- (ii) 当社は、業績評価期間終了後、当該業績評価期間における当社業績指標の達成率に応じて算定される支給率に基づき、各個別交付株式数を決定します。
- (iii) 当社は、上記（ii）で決定された各個別交付株式数に応じ、現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象取締役に支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により当社に給付することにより、当社普通株式の割当てを受けます。なお、当社普通株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利としない範囲内で当社取締役会において決定します。

c. 業績評価期間

2022年6月1日から2023年5月31日までとします。

d. 本制度に基づき交付する個別交付株式数の算定方法

以下の方法に基づき、各対象取締役に係る個別交付株式数を算定します。

(i) 個別交付株式数（計算の結果生じる100株未満の端数は、100株単位に切り上げる。）
 個別交付株式数 = 各対象取締役に係る交付基準株式数（下記（ii））×支給率（下記（iii））
 なお、個別交付株式数の総数は、50,000株を上限とします。

(ii) 交付基準株式数

対象取締役の当社における職位に基づき、それぞれ下表のとおりとします。

役職	交付基準株式数	最大交付基準株式数
代表取締役社長	800株	1,600株
取締役 専務執行役員	500株	1,000株
取締役 常務執行役員	500株	1,000株

(iii) 支給率

支給率は上記の「1）業績連動報酬（賞与）/・業績連動報酬（賞与）の算定方法 /（ii）指標及び支給率」をご参照ください。

(iv) 交付時株価

業績評価期間終了後に、本制度に基づき支給する株式の新株式発行又は自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利とされない範囲内で当社取締役会において決定します。

e. 直近事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績

	2022年5月期	2023年5月期	対前年度増加率
(連結) 経常利益	百万円 3,063	百万円 3,284	% 107.2
(連結) 税金等調整前当期純利益	2,931	3,288	112.2

3) 譲渡制限付株式報酬

a. 譲渡制限付株式報酬の概要

当社は、対象取締役を対象に、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式を割り当てる「譲渡制限付株式報酬」を支給いたします。本制度は、対象取締役のガバナンスの視点を踏まえた中長期的な企業価値の向上を目的としています。

b. 本制度の仕組み

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、10年間から50年間までの期間、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないこととします。

c. 本制度における支給上限株数

50,000株（個別配分はそれぞれの役職による。）

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができることとします。

4) 取締役報酬構成割合

当社の取締役報酬は、金銭報酬としての1.固定報酬(基本報酬)及び2.業績連動賞与(短期インセンティブ)、株式報酬(長期インセンティブ)としての3.譲渡制限付株式報酬及び4.業績連動型株式報酬により構成されております。現状の取締役の報酬構成割合は、金銭報酬：株式報酬については概ね75：25、基本報酬：短期インセンティブ：長期インセンティブについては概ね60：15：25となります。

5. 取締役・監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、以下のとおり、上限額、及び当該上限額の範囲内で個別支給額は取締役会において決定することにつき、株主総会決議により承認を得ています。また、監査役の報酬については、以下のとおり、上限額、及び当該上限額の範囲内で個別支給額は監査役会の協議において決定することにつき、株主総会決議により承認を得ています。

	金銭報酬		株式報酬
	固定報酬 及び 業績連動報酬	固定報酬	業績連動型株式報酬 及び 譲渡制限付株式報酬
株主総会決議	2009年8月 定時株主総会	2009年8月 定時株主総会	2018年8月 定時株主総会
上限額（年額）	500百万円	100百万円	200百万円
支給対象	取締役	監査役	取締役 (社外取締役を除く)
員数（株主総会決議終結時点）	12名	3名	5名

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、次のとおりです。

区分	支給 人数	金銭報酬		株式報酬		支給総額
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	名 3	千円 78,750	千円 3,116	千円 4,676	千円 10,257	千円 96,799
社外取締役	2	19,200	—	—	—	19,200
監査役 (社外監査役を除く)	2	35,424	—	—	—	35,424
社外監査役	2	19,200	—	—	—	19,200
合計	9	152,574	3,116	4,676	10,257	170,623

(注1) 業績連動報酬等にかかる業績指標は、(連結)経常利益であり、その実績は、3,284百万円であります。当社の業績連動報酬につきましては、事業報告「2. (2)④取締役及び監査役の報酬等の額の決定方法」に記載しております。

(注2) 固定報酬には、確定拠出年金の掛金が含まれております。

(注3) 株式報酬には、支給予定額および2022年9月に支給した報酬の総額と前事業年度の有価証券報告書にて開示した支給予定額の差額が含まれておりません。

⑥ 社外役員に関する事項

1) 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、「2. 会社の状況に関する事項（2）会社役員に関する事項① 取締役及び監査役」に記載のとおりであります。

2) 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	村木 茂	同氏は、当期に開催された取締役会13回全てに出席し、その中で重要な投資案件に関する議案の議長を担当しました。長年にわたる企業経営者としての高い見識や豊富な経験等を有しており、当社経営に対して的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮しています。これらの活動等を通じて、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監督機能の充実、経営の透明性の確保等を行っております。また、指名委員会の委員（11回全てに出席）として経営陣幹部の選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論のほか、報酬委員会の委員長（2回全てに出席）として役員報酬制度の設計等に関する議論を行いました。
取締役	秋元 征 紘	同氏は、当期に開催された取締役会13回全てに出席しました。個人向け事業における豊富な知識・経験及びグローバル企業の経営者としての高い見識等を有しており、当社経営に対して的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮しています。これらの活動等を通じて、取締役会における多様な視点からの意思決定、経営に対する監督機能の充実、経営の透明性の確保等を行っております。また、指名委員会の委員（11回全てに出席）として経営陣幹部の選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論のほか、報酬委員会の委員（2回全てに出席）として役員報酬制度の設計等に関する議論を行いました。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	小山 文 敬	同氏は、当期に開催された取締役会13回全てに、監査役会15回全てに出席し、グローバル企業の経営者として培ってきた豊富な知見・経験を有しており、社外監査役として中立かつ客観的観点から、有用な発言を行っております。また、指名委員会の委員（11回全てに出席）として経営陣幹部の選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論のほか、報酬委員会の委員（2回全てに出席）として役員報酬制度の設計等に関する議論に貢献しました。
監査役	林 いづみ	同氏は、当期に開催された取締役会13回全てに、監査役会15回全てに出席し、弁護士として培ってきた知識・経験や公益法人運営における広い見識を踏まえ、社外監査役として中立かつ客観的観点から、有用な発言を行っております。また、指名委員会の委員（11回全てに出席）として経営陣幹部の選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論のほか、報酬委員会の委員（2回全てに出席）として役員報酬制度の設計等に関する議論に貢献しました。

⑦ 執行役員及び執行役員待遇

1) 執行役員

2023年6月1日現在の執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

	氏名	担当
* 社長執行役員	草 開 千 仁	最高経営責任者
* 副社長執行役員	石 橋 知 博	モバイル・インターネット気象事業主責任者 気候テック事業主責任者 広報主責任者 経営企画主責任者
* 副社長執行役員	林 佐 和 才	海外事業推進主責任者 海外販売主責任者
* 常務執行役員	吉 武 正 憲	最高財務責任者
常務執行役員	岩 佐 秀 徳	交通気象（航海・航空・陸上）事業主責任者
常務執行役員	安 部 大 介	サービス統括主責任者 リスク管理主責任者 スポーツ気象事業主責任者
執行役員	小 縣 充 洋	環境気象事業主責任者
執行役員	大 木 雄 治	放送気象事業主責任者
執行役員	高 森 美 枝	サービス運営主責任者
執行役員	出 羽 秀 章	システム開発主責任者
執行役員	山 本 雅 也	研究開発主責任者
執行役員	加 藤 光 基	経理・財務主責任者
執行役員	原 田 一	内部監査主責任者

(注1) * 印は取締役を兼務する予定の者であります。

(注2) 磯貝晶子氏、有賀哲夫氏及び福田正樹氏は2023年5月31日付で執行役員を退任いたしました。

2) 執行役員待遇

2023年6月1日現在の執行役員待遇の氏名は次のとおりであります。

	氏名
テクニカルディレクター	西 祐 一 郎

(3) 会計監査人の状況

① 名称

PwCあらた有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2022年8月11日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	58,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
合 計	58,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	58,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 上記以外に、前会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対し、後任監査人への監査業務引継ぎの監査業務報酬等として、4,622千円を支払っております。

監査役会は、適正かつ効率的な監査を実現するために、監査計画の内容、従前の職務執行状況、及び必要な監査日数や人員数等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が決定されたものであることを確認し、会計監査人の監査報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 子会社の監査

内部統制の観点により、下記の連結子会社は、当該国の法規定の有無にかかわらず、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

法定監査	任意監査等
WEATHERNEWS U.K. LTD. Weathernews France SAS WEATHERNEWS HONG KONG LIMITED Weathernews Shanghai Co, Ltd. Weathernews India Pvt. Ltd. WEATHERNEWS SINGAPORE PTE. LTD.	WEATHERNEWS AMERICA INC. Weathernews Benelux B.V. Weathernews Korea Inc. WEATHERNEWS TAIWAN LTD.

（注）法定監査は、会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限っております。

⑤ 会計監査人の選解任等の方針

1) 会計監査人の選任又は再任の方針

当社における会社経理と会計監査の関係は、財務報告において、事業実態を適切に表し、また客観性を担保するための共創と考えております。同時に、相互に業務の適正を維持するため、関与する法人又は業務執行社員を定期的に見直すこととしております。

監査役会は、会計監査人を選任する場合、その適格性、当社との共創に対する取り組み姿勢等を確認のうえ、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。会計監査人を再任する場合、上記のほか、監査計画や監査実施状況の相当性等を確認のうえ、解任又は不再任の必要がない旨を決定します。

2) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、株主総会に提案します。

(4) 業務の適正を確保するための体制

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、自らが市場に対して開かれた会社であるという深い自覚を持ち、株主をはじめ、お客様、役員・従業員などを含むあらゆる人々との情報交信を通じ、当社の「サポーター価値創造」を、社員全員の力で実現することを経営理念としており、中長期的な企業価値・株主価値の最大化に努めております。また「いざというときに人の役に立ちたい」という理念を持つ企業として、人間社会・企業活動のみならず、地球環境がともに持続可能となる社会の実現が私たちのミッションであると考えております。

Transparency(透明性)という当社の企業理念のもと、法律に規定される情報開示にとどまらず、自ら企業理念・文化・経営戦略・ビジネスモデル・将来の価値創造に向けたビジョン等を積極的に開示し、当社の企業価値を巡る根源的な考え方を示すことで、サポーターとの相互信頼を醸成し、中長期的な企業価値の向上の共創を目指しております。

当社は、株主、お客様に対してはもとより、社内においても必要な情報は誰にでも与えられ、いかなることもオープンに議論でき、またそのプロセスを明確にする会社文化を持ち、これを「情報民主主義」文化として育てております。また、常に変化し続ける市場環境に対応するため、経営の理念として「AAC(Aggressively Adaptable Company)」を志向し、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させ、公正な企業活動の推進を図っております。

このふたつの方針のもと、運用指針として

は、当社の役員・従業員一人ひとりが起業家精神を持ち続けることを何よりも大切とし、「自立なきところに自律なし」を管理・運営システムの根幹に位置づけております。また、「相互信頼の文化」のもと、自律分散統合型企業を目指して、間接情報に偏重することなく、一人ひとりの「目による管理」の重要性を自覚しております。

経営組織は各市場の売上及び利益の責任を明確にするために、事業部毎にサービス企画・運営・開発・営業を行い事業を推進しております。また、各事業部に共通する部門(共同利用インフラ運営及び開発・管理部門)をSSIと称し、各事業部を専門的な見地でサポートし、会社全体での品質及び生産性の向上を実現します。また、取締役は事業全体を監督し、執行体制においてチェック・アンド・バランスを働かせます。

さらに、事業遂行にあたっては、AAC(Aggressively Adaptable Company)会、SSM(Speed & Scope Merit)会などの各種会議体を通じて、会社のビジョン・経営方針を、業務遂行に係る役員・従業員全員で共有しベクトルの合致を図り、経営課題に対する意思決定、適切な履行及び経営の合理化・効率化を推進しております。また、手続きではなく手順(プロセス)を重んじ、形式主義に陥ることを戒める一方で、暗黙知としての会社文化が日々新たに生まれてくるものであることを理解し、社内的に公知・公認された会社文化、知恵・情報等を、常に社内報やイントラネットなどの手段を通じて、文字や図解、映像や音声化して共有する形式知文化を尊ぶことにより、全員参加型の経営と社内ルール・法令遵守の実現を図っております。また、ス

コアリング委員会を設け、事業計画の遂行・進捗状況を定量的・定性的に把握するとともに、投資委員会(How Wonderful Committee)にて、新規事業・インフラ案件をビジネス戦略や経済合理性の視点から評価しており、内部統制の視点からも社内ルール・法令遵守の状況を相互確認しております。

以上のシステムを担う、個々の役員・従業員の業績に対する評価は、一人ひとりが、「MMCL (My & My Colleague Leader = 私は私と私の仲間のリーダー (自らが行動を見せることにより仲間をリードしていく起業家))」の精神に基づき、(大) 事業方針にそって各人が (小) 目標・課題・問題点などを定め、これらを「有言」し、テーマを共有化することをこの評価システムの基本としております。3ヶ月ごとに役員・従業員により開催されるMMM(Matrix Management Meeting)にて、客観的な市場の目による評価に基づき、全社の目による管理・確認を行っております。また、有言・実行に際しては未達成でも評価され、単なる「結果主義」に陥ることなく「プロセスも同様に評価する」と考える透明性、納得性の高い業績評価システムを運営しております。

1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の構築にあたり、「経営の実効性と公正性・透明性」を重視しております。当社事業に精通した取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、法的に監査権を有する監査役が公正性と独立の立場から、取締役の

職務執行を監査し経営の監督機能の充実を図る体制が、経営の実効性と公正性・透明性を確保し、当社の健全で持続的な成長に有効であると判断し、監査役会設置会社制度を採用しております。

2) 取締役会と執行役員制

この監査役会設置会社制度のもとで、取締役が経営者としての職務の執行・監督を効果的・効率的に行うために執行役員制を採用し、執行役員に業務執行の権限を委譲したうえで、取締役(会)が執行役員の業務執行を監督します。なお、事業年度ごとの業績目標に対する取締役の経営責任を明確にするため、全取締役の任期を1年としております。

また、社会環境・ビジネス環境の変化をいち早く察知し、社会的に公正な企業活動を推進するために、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させることが重要と考え、経営に対する経験・知見豊かな社外取締役を積極的に経営に参画させるとともに、専門性に優れた社外監査役による中立かつ客観的な監査により、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております(取締役5名、監査役4名のうち、社外取締役2名、社外監査役2名)。

なお、経営陣の最適な人選、適正な報酬は、経営上重要であるとの考えから、取締役会は社外取締役・社外監査役を含む取締役会の諮問機関である指名委員会・報酬委員会の答申を参考に決議しております。

② 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、2023年7月6日の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第

100条に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下のとおり決議しました。

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第362条第4項第6号)

- ・当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催する。
- ・取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。
- ・業務執行の法令などへの適合を確保するため、取締役会、EM会、SSM会及びその他の重要な会議にて、取締役、執行役員及び各リーダーより、グループ全体の業務執行に係る重要な情報の事前報告を行い、法令違反の未然防止に努めるとともに、法令違反のおそれがある行為・事実を認知した場合、法令違反の防止などの必要な措置を講じる。
- ・当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行う。
- ・当社グループは、役員や従業員が利用できるコンプライアンス報告・相談ルートである社内通報制度「WNIヘルプライン」を複数箇所設置・運用し、通報者の保護に必要な措置を講じる。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ・株主総会、取締役会の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
- ・経営及び業務執行に関する重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成

し、適切に保存・管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ・「WNI決裁基準」により、当社の取締役会、EM会、SSM会及びその他の重要な会議での決裁事項及びグループ会社での決裁事項を定める。
- ・取締役会、EM会、SSM会及びその他の重要な会議にて、執行役員及び各リーダーよりグループ全体の業務執行に係る重要な情報の報告を定期的に行い、全ての取締役はその判断及び内容を監督する。
- ・情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクへの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施する。
- ・危機管理を所掌する組織として、リスクマネジメント委員会を定期的にかつ必要に応じ招集し、グループ全体のリスク管理の基本方針を明らかにするとともに、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ・取締役会は、経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、法令及び定款に定められた事項を決議し、重要な業務の執行状況につき報告を受け、監督する。取締役が経営者としての職務の執行・監督をより効果的・効率的に行うために執行役員制を採用する。
- ・EM会でグループ全体の取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「WNI決裁基

- 準」に定められた重要な事項の確認を行う。
- ・取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
 - ・当社グループは、毎年5月及び11月に当社グループの事業戦略や計画の確認及び経営方針に対するベクトル合わせを行う全社会議週間を設け、グループ全体としての最適な事業計画を策定する。
- e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第4号)
- ・グループ全体の業務執行に関する方針・行動基準や役員・従業員の社会的責任を明確にした行動規範を定め、社内イントラネットなどを通じて全役員・従業員の閲覧に供するとともに当社ウェブサイトで公開する。積極的なSDGs貢献を推進する社会インフラ企業のスタッフとしての自覚を促し、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施する。
 - ・内部監査部門である内部監査室が、各部門における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施する。
- f. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ・当社グループは、当社の取締役及び執行役員が、取締役会及びEM会を通じて、グループ全体の重要事項の決定及び子会社の業務執行の監督を行う。
 - ・子会社の管理に関しては、各々の業務及び子会社を統括する取締役及び執行役員が、子会社の役員・従業員に業務運営方針などを周知・徹底することにより、グループ全体の業務執行の効率性及び業務の適正を確保する。管理部門は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業内容を的確に把握するため、必要に応じて報告を求める。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
- ・当社では、取締役会を原則として月1回、EM会を原則として週1回開催し、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況を「WNI決裁基準」に基づき、適切に付議・報告する。
 - ・監査役の職務を専属的に補助する部署として監査役室を設置する。
- h. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第2号及び第3号)
- ・監査役室所属の従業員に対する日常業務の指揮命令権は、監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない。
 - ・監査役室所属の従業員の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないこととする。
- i. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第4号及び第5号)
- ・当社グループの役員及び従業員が監査役に

- 報告すべき事項及び報告の方法を定める。
- ・ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び従業員に報告を求めることができる。
 - ・ 社内通報制度「WNIヘルプライン」の担当部署は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
 - ・ 社内通報制度「WNIヘルプライン」の利用を含む監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講じる。
- j. 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第6号)
- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用などは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、「WNI決裁基準」に基づき速やかに処理する。
- k. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第7号)
- ・ 監査役が、取締役及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人とそれぞれ定期的にかつ必要に応じ意見交換を実施できる体制とする。
 - ・ グループ監査体制を実効的に行うために、監査役が子会社取締役・監査役と定期的に意見交換を実施するとともに、当該国の法規定の有無にかかわらず、すべての子会社でグローバルなネットワークを有する会計監査人と契約する。

l. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・ 当社グループは、反社会的な活動や勢力に対して一切の関係を遮断する。
- ・ 万一、反社会的勢力からの関係を強要された場合には、法務部門を中心に顧問弁護士、警察などと連携を図り、毅然とした態度で対応する。

③ **第37期事業年度における内部統制システムの運用状況の概要**

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しており、第37期における当該システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

a. 内部統制システムの全般

- ・ 事業年度開始時及び中間期に当社グループの事業戦略や計画の確認及び経営方針に対するベクトル合わせを行う全社会議週間を設けております。
- ・ 期中では、AAC会は、7回開催され、事業計画の月次進捗状況及び各市場の市場環境の変化を確認するとともに、グループ全体の業務の適切な履行及び合理的・効率的遂行を確認しております。スコアリング委員会は、8回開催され、事業計画の遂行・進捗状況を定量的・定性的に把握しております。投資委員会は、3回開催され、新規事業・インフラ案件をビジネス戦略や経済合理性の視点から評価しており、内部統制システムの目的である「業務の有効性・効率性」「資産の保全」「財務報告の信頼性」「法令等の遵守」を確保する視点から、所定の確認手続きを行っております。
- ・ 内部監査室は、内部統制システムの整備・

運用状況の期中での評価状況を適宜EM会及び取締役会に報告するとともに、事業年度末時点での内部統制活動の実施状況評価や年間の内部監査の結果等に基づき、内部統制システムの有効性評価結果をEM会及び取締役会に報告しております。

- ・なお、当社はこれらの評価結果並びに経営環境、会社事業及び業務の変化に伴い生じる課題に対して、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制の実施計画に反映しております。

b. 法令等に適合することを確保する体制の運用状況

- ・当社は、コンプライアンスに対する意識を高めその具体的な行動につながるよう、社是・経営理念等を適宜見直すプロセスに加え、社会的責任を明確にした「Weathernewsグループ行動規範」を策定し、これを周知・徹底しております。また、毎週開催される全体会議の場であるSSM会では、業務・運営上の課題が共有され、法令、倫理面からも多角的に討議されております。第37期は、前期に引き続き財務報告の信頼性の更なる向上に向け、経理・財務部門の体制強化を進めました。また、事業部門と経理・財務部門の権限と責任の明確化による事業部門からの報告品質を担保する仕組みを整備し、運用しております。
- ・当社は、期中に取締役会を13回開催し、重要な業務執行に関する事項、法令及び定款に定められた事項について活発な意見交換をベースに審議・決議を行いました。また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受け、取締役・執行役員の職務遂行を監督しました。また、役員が任意で参加し、意見交換を行う場を期中に3回開催しました。

- ・スコアリング委員会は、当社グループのコンプライアンスに関する課題を把握し、その対応策を策定し実行しました。
- ・当社はコンプライアンス報告・相談ルートである社内通報制度「WNIヘルプライン」として管理部門・監査役・社外監査役及び社外の機関を設置しております。WNIヘルプラインの行動指針には、個人情報の取扱い、通報者の保護に関する措置を明記し、当社グループの役員・スタッフに対して周知を継続しております。

c. 損失の危険の管理に関する運用状況

- ・取締役及び執行役員は、当社グループ全体の業務執行の進捗状況を取締役会及びEM会で定期的に報告しております。
- ・業務執行に係るリスクが顕在化した場合には、コンティンジェンシー・プランニングのリスクのレベルに応じて、適切な体制の構築、対策の実施と情報開示を行っております。
- ・情報及び物品の現品管理方法に関して、倉庫の入退室管理システムの導入等、より厳格なセキュリティ対策の実施と運用の改善を図っております。また、期中には情報セキュリティ管理チームを設立し、情報セキュリティリスクの把握及び対応を通じたセキュリティレベル向上を図っております。
- ・リスクマネジメント委員会により、BCP整備・想定訓練を行っております。

d. 効率性確保に関する運用状況

- ・執行役員（取締役兼務を含む）が参加するEM会は、週1回開催され、当社グループ全体の取締役会やSSM会付議事項の事前審議を行っております。
- ・取締役会、EM会の議案と関連資料の事前配布に努め、会議体出席前の検討時間の確保に努めております。

- ・ AAC会で事業計画の月次進捗状況に対する市場環境の変化や数値面での実績・計画の変化を共有し、事業・販売計画の変化がある場合は、開発マネージメントを変更し製販のバクトル合わせを行っております。
- e. 企業集団における内部統制システムに関する運用状況
- ・ 各地域における事業の販売・利益責任を明確にし、更なる利益向上を目指すため、当該地域における主たる事業を担当する各事業主責任者が、海外の子会社を管理しております。各取締役・担当執行役員が各事業主責任者を監督し、取締役会及びEM会にその職務内容に応じて適宜付議・報告を行うことで、子会社の業務・運営上の課題を共有し、その手順の明確化を行っております。
 - ・ 海外の子会社のビデオ・カンファレンスによるSSM会への直接的な参加及び社内報の一部（SSM会での社長メッセージ等）を英訳化・図解化するなどして、子会社の役員・従業員に業務運営方針及びコンプライアンス上の課題を周知・徹底するとともに、各事業担当・運営担当執行役員や各事業主責任者が、適宜子会社を訪問するなどして直接のコミュニケーションに努めております。
- f. 監査役監査の実効性確保に関する運用状況
- ・ 監査役は、取締役会への出席の他、常勤監査役においてはEM会、SSM会、スコアリング委員会等の重要な会議への出席に加え、月次決算における財務分析の会議に参加する等、内部統制システムの整備・運用状況の適正性確保に努めております。
 - ・ 監査役会は、期中に15回開催され、取締役会の議題、その他経営上の重要事項を監査役間で事前に共有しております。各監査役は、取締役及び執行役員の業務執行状況の調査、内部監査室及び会計監査人と連携して、取締役の職務執行の監査を行う他、監査役会としての意見を四半期毎に取りまとめ取締役会に報告しております。また社外取締役も参加する（拡大）監査役会を適宜開催し、社外役員の間で経営上の重要事項を相互に理解し、共有することで取締役会の実効性を高めております。
 - ・ 監査役室が設置されており、監査役の職務を補助するスタッフとして1名を配置しております。当該スタッフは、監査役の指示に基づき業務遂行を行っており、その異動及び人事考課等については、監査役の承認を得ることになっております。

(注) 本事業報告中の記載数字について、金額については、表示単位未満は切り捨てております。また、比率その他については小数点第二位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,377,223	流動負債	2,300,580
現金及び預金	12,521,318	買掛金	135,602
受取手形	29,305	未払金	319,500
売掛金	3,572,137	未払法人税等	509,422
契約資産	407,197	契約負債	106,460
仕掛品	72,165	訴訟損失引当金	15,300
貯蔵品	204,639	その他の	1,214,293
その他の	591,429		
貸倒引当金	△20,970	固定負債	278,836
固定資産	3,602,417	資産除去債務	265,039
有形固定資産	1,684,130	その他の	13,797
建物及び構築物	760,668	負債合計	2,579,417
工具、器具及び備品	414,485	(純資産の部)	
通信衛星設備	0	株主資本	18,106,668
土地	413,062	資本金	1,706,500
建設仮勘定	41,028	資本剰余金	1,458,226
その他の	54,886	利益剰余金	15,824,357
無形固定資産	561,978	自己株式	△882,415
ソフトウェア	522,602	その他の包括利益累計額	209,223
ソフトウェア仮勘定	10,554	その他有価証券評価差額金	20,354
その他の	28,821	為替換算調整勘定	188,869
投資その他の資産	1,356,308	新株予約権	84,332
投資有価証券	182,071	純資産合計	18,400,224
繰延税金資産	663,938	負債純資産合計	20,979,641
その他の	531,918		
貸倒引当金	△21,619		
資産合計	20,979,641		

連結損益計算書

(自 2022年6月1日
至 2023年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		21,114,563
売上原価		12,150,189
売上総利益		8,964,373
販売費及び一般管理費		5,708,169
営業利益		3,256,204
営業外収益		
受取利息	1,042	
受取配当金	500	
保険配当金	6,812	
補助金収入	3,128	
為替差益	57,338	
未払配当金除斥益	2,044	
受取保険金	10,723	
その他	10,389	91,979
営業外費用		
コミットメントライン関連費用	11,249	
和解金	26,399	
訴訟損失引当金繰入額	14,801	
保険解約損	7,599	
その他	3,467	63,517
経常利益		3,284,666
特別利益		
関係会社清算益	3,947	3,947
税金等調整前当期純利益		3,288,614
法人税、住民税及び事業税	896,475	
法人税等調整額	△5,934	890,540
当期純利益		2,398,073
親会社株主に帰属する当期純利益		2,398,073

招集()通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年6月1日
至 2023年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年6月1日残高	1,706,500	1,302,857	14,527,595	△907,062	16,629,890
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,101,311		△1,101,311
親会社株主に帰属する当期純利益			2,398,073		2,398,073
自己株式の取得				△254	△254
自己株式の処分		155,369		24,901	180,271
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	155,369	1,296,761	24,647	1,476,778
2023年5月31日残高	1,706,500	1,458,226	15,824,357	△882,415	18,106,668

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
2022年6月1日残高	10,707	119,001	129,708	84,332	16,843,930
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,101,311
親会社株主に帰属する当期純利益					2,398,073
自己株式の取得					△254
自己株式の処分					180,271
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	9,647	69,867	79,514		79,514
連結会計年度中の変動額合計	9,647	69,867	79,514	-	1,556,293
2023年5月31日残高	20,354	188,869	209,223	84,332	18,400,224

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書

(自 2022年6月1日)
(至 2023年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,384,997
投資活動によるキャッシュ・フロー	△254,892
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,100,499
現金及び現金同等物に係る換算差額	66,707
現金及び現金同等物の増減額	1,096,312
現金及び現金同等物の期首残高	11,422,943
現金及び現金同等物の期末残高	12,519,256

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,002,520	流動負債	2,142,306
現金及び預金	11,262,921	買掛金	231,978
受取手形	24,315	未払金	279,041
売掛金	3,494,138	未払消費税等	249,320
約束手形	407,197	未払費用	476,456
貯蔵品	72,107	未払法人税等	506,200
前払費用	204,639	契約負債	66,976
短期貸付	3,798	前受り	65,736
倒引当金	436,689	預り金	222,349
	36,000	関係会社事業損失引当金	31,000
	114,117	資産除去債務	6,402
	△53,406	その他	6,844
固定資産	3,975,987	固定負債	255,516
有形固定資産	1,591,562	資産除去債務	255,516
建物	758,762		
車両運搬具	0	負債合計	2,397,822
工具、器具及び備品	378,710		
通信衛星設備	0	(純資産の部)	
土地	413,062	株主資本	17,475,999
建設仮勘定	41,028	資本	1,706,500
無形固定資産	561,803	資本剰余金	1,460,801
特許権	750	その他資本剰余金	1,460,801
ソフトウェア	522,602	利益剰余金	15,191,112
ソフトウェア仮勘定	10,554	利益準備金	426,625
電話加入権	25,634	その他利益剰余金	14,764,487
その他	2,261	別途積立金	9,500,000
投資その他の資産	1,822,620	繰越利益剰余金	5,264,487
投資有価証券	182,040	自己株式	△882,415
関係会社株	408,240	評価・換算差額等	20,354
関係会社出資金	25,841	その他有価証券評価差額金	20,354
関係会社長期貸付金	202,554	新株予約権	84,332
破産更生債権等	1,914	純資産合計	17,580,685
長期前払費用	239,575		
繰延税金資産	675,394	負債純資産合計	19,978,507
敷金の保証	73,570		
倒引当金	176,130		
	△162,641		
資産合計	19,978,507		

損益計算書

(自 2022年6月1日
至 2023年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		20,901,773
売上原価		12,284,769
売上総利益		8,617,004
販売費及び一般管理費		5,437,948
営業利益		3,179,056
営業外収益		
受取利息	488	
受取配当金	500	
保険配当金	6,812	
補助金収入	2,544	
為替差益	63,564	
未払配当金除斥益	2,044	
受取保険金	10,723	
その他	7,882	94,560
営業外費用		
コミットメントライン関連費用	11,249	
貸倒引当金繰入額	22,053	
和解金	26,399	
保険解約損	7,599	
その他	3,052	70,355
経常利益		3,203,261
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入額	5,000	
関係会社清算益	3,947	8,947
税引前当期純利益		3,212,209
法人税、住民税及び事業税	885,303	
法人税等調整額	14,030	899,333
当期純利益		2,312,875

招集()通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(自 2022年6月1日
至 2023年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		別 途 積 立 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2022年6月1日残高	1,706,500	1,305,432	1,305,432	426,625	9,500,000	4,052,923	13,979,548
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△ 1,101,311	△ 1,101,311
当期純利益						2,312,875	2,312,875
自己株式の取得							
自己株式の処分		155,369	155,369				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	155,369	155,369	-	-	1,211,564	1,211,564
2023年5月31日残高	1,706,500	1,460,801	1,460,801	426,625	9,500,000	5,264,487	15,191,112

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2022年6月1日残高	△ 907,062	16,084,418	10,707	10,707	84,332	16,179,457
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△ 1,101,311				△ 1,101,311
当期純利益		2,312,875				2,312,875
自己株式の取得	△ 254	△ 254				△ 254
自己株式の処分	24,901	180,271				180,271
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			9,647	9,647		9,647
事業年度中の変動額合計	24,647	1,391,580	9,647	9,647	-	1,401,228
2023年5月31日残高	△ 882,415	17,475,999	20,354	20,354	84,332	17,580,685

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年7月20日

株式会社ウェザーニューズ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齊 藤 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 善 場 秀 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 保 智 巳

・ 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウェザーニューズの2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェザーニューズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

・ 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

・ その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

・ 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示す

るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

・連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前に基づき重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

・利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年7月20日

株式会社ウェザーニューズ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齊 藤 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 善 場 秀 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 保 智 巳

・監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウェザーニューズの2022年6月1日から2023年5月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

・監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

・その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

・計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

・計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

・利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当社は創業から37年を経て、経営環境、会社事業や業務の変化に伴い生じる課題に対し認識を深め、その対応や改善整備に取り組んでおり、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月21日

株式会社ウェザーニューズ 監査役会

常勤監査役	杉野保志	㊟
監査役	戸村孝	㊟
監査役	小山文敬	㊟
監査役	林いづみ	㊟

(注) 監査役小山文敬及び監査役林いづみは会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

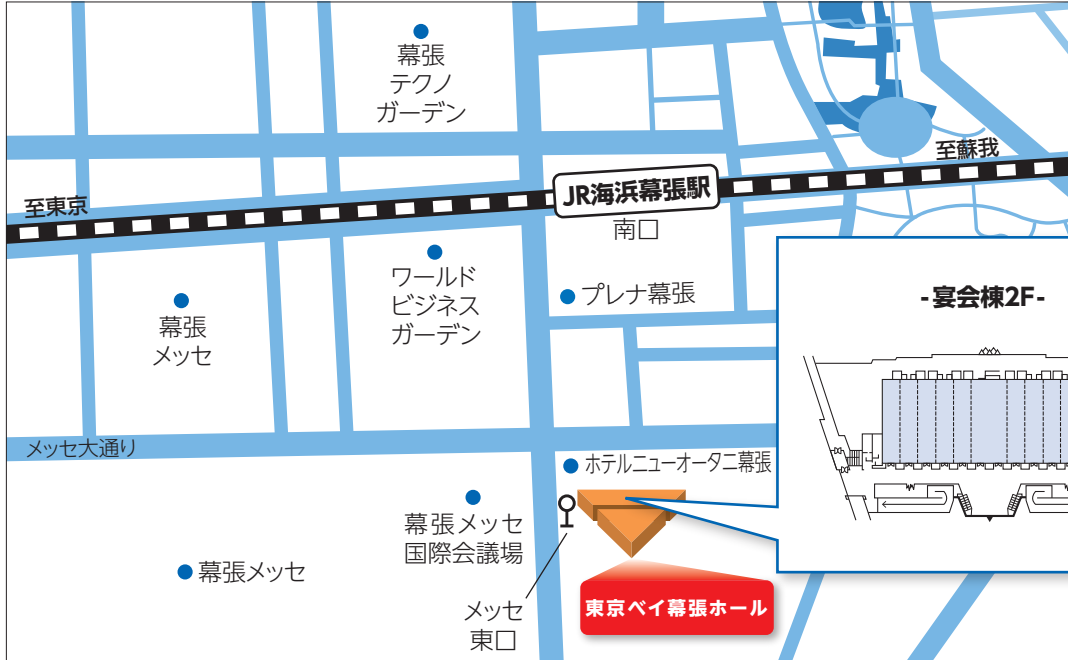
第37期定時株主総会会場のご案内

会場

アパホテル&リゾート 〈東京ベイ幕張〉 宴会棟 2階

千葉県美浜区ひび野二丁目3番地

※開催場所が昨年と異なりますので間違えないようご注意ください。



交通のご案内

電車 | ●JR京葉線

「海浜幕張駅」南口より 徒歩約7分

バス | ●JR総武線
京成千葉線

「幕張本郷駅」
「京成幕張本郷駅」より バスで約15分

ZOZOマリンスタジアム / 医療センター方面「メッセ東口」下車すぐ

※ 駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

ご来場に際しては、新型コロナウイルス感染症の流行状況とご自身の健康状態をご勘案の上、慎重にご判断いただき、会場での感染防止策にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主の皆様の公平性の観点からご来場の株主様へのお土産とお食事のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。